

佐渡市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

たからしま
子どもが元気な佐渡が島
～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～



平成 27 年 3 月

佐渡市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	3
2	計画の位置づけ	6
3	計画の期間	7
4	計画の推進体制	7
第2章	基本理念等	9
1	基本理念	11
2	基本目標	11
3	施策の体系	13
第3章	佐渡市の現状	15
1	人口および世帯数	17
2	出産・婚姻	19
3	就労の状況	21
4	子育て支援サービス等の状況	23
5	子ども・子育てに関するアンケート調査結果	25
6	調査結果からの課題	37
7	佐渡市次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗状況	38
第4章	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の展開	39
1	子ども・子育て支援新制度	41
2	教育・保育提供区域設定	42
3	子ども・子育て支援給付の見込み	43
4	地域子ども・子育て支援事業量の見込み	44
第5章	施策の展開	51
	基本目標1 子育て	53
	基本目標2 親育ち	55
	基本目標3 地域育ち	57
	基本目標4 サービスの充実・環境の整備	60

資料編.....	63
1 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会開催要綱.....	64
2 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会開催日程.....	66
3 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿.....	67

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

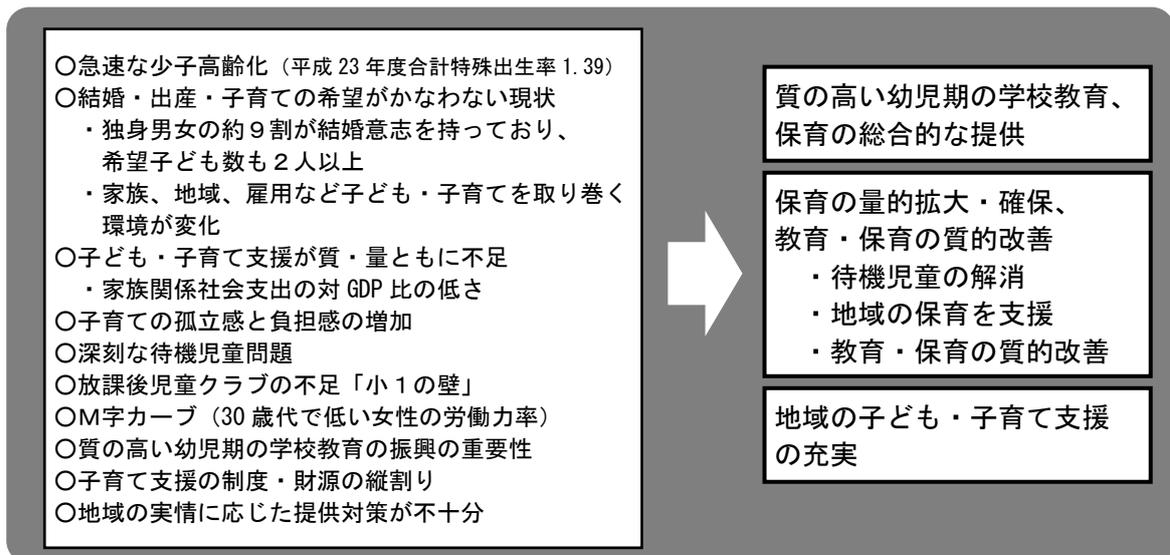
今後も続くと予測される人口の減少や急速な少子高齢化の進行、核家族の増加、ひとり親家庭の増加、就労環境の変化、子どもと家庭を取り巻く環境の変化等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

そのため国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートすることとなりました。この新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大や確保による待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るために、市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本市では、従来からの保育サービスや母子保健サービス等の実施に加え、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「佐渡市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を平成22年3月には、「佐渡市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図ってきました。

そして、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始することに伴い、新しい制度に基づいた「佐渡市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。本計画には、従来の「佐渡市次世代育成支援行動計画」の内容を継承するとともに、平成25年度に就学前児童と小学生児童の保護者を対象として実施された「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果を考慮しながら、子どもや子育て環境の整備をさらに進め、社会全体で子ども・子育て支援に取り組むことをめざすものです。

全国的な子育てをめぐる現状と課題について



資料：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」

子ども・子育て支援

- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実

より子どもを生み、
育てやすく

【新システムの主な内容】

○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)

- ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2012年	2014年	2017年
3歳未満児の保育利用率	24%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ	22%(83万人)	→32%(111万人)	→40%(129万人)

(※2011年5月時点)

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

	2012年	2017年
地域子育て支援拠点 ファミリー・サポート センター事業	7,587カ所 637市町村	→10,000カ所 →950市町村

(※2011年度交付決定ベース)

佐渡市の子育てをめぐる現状と課題について

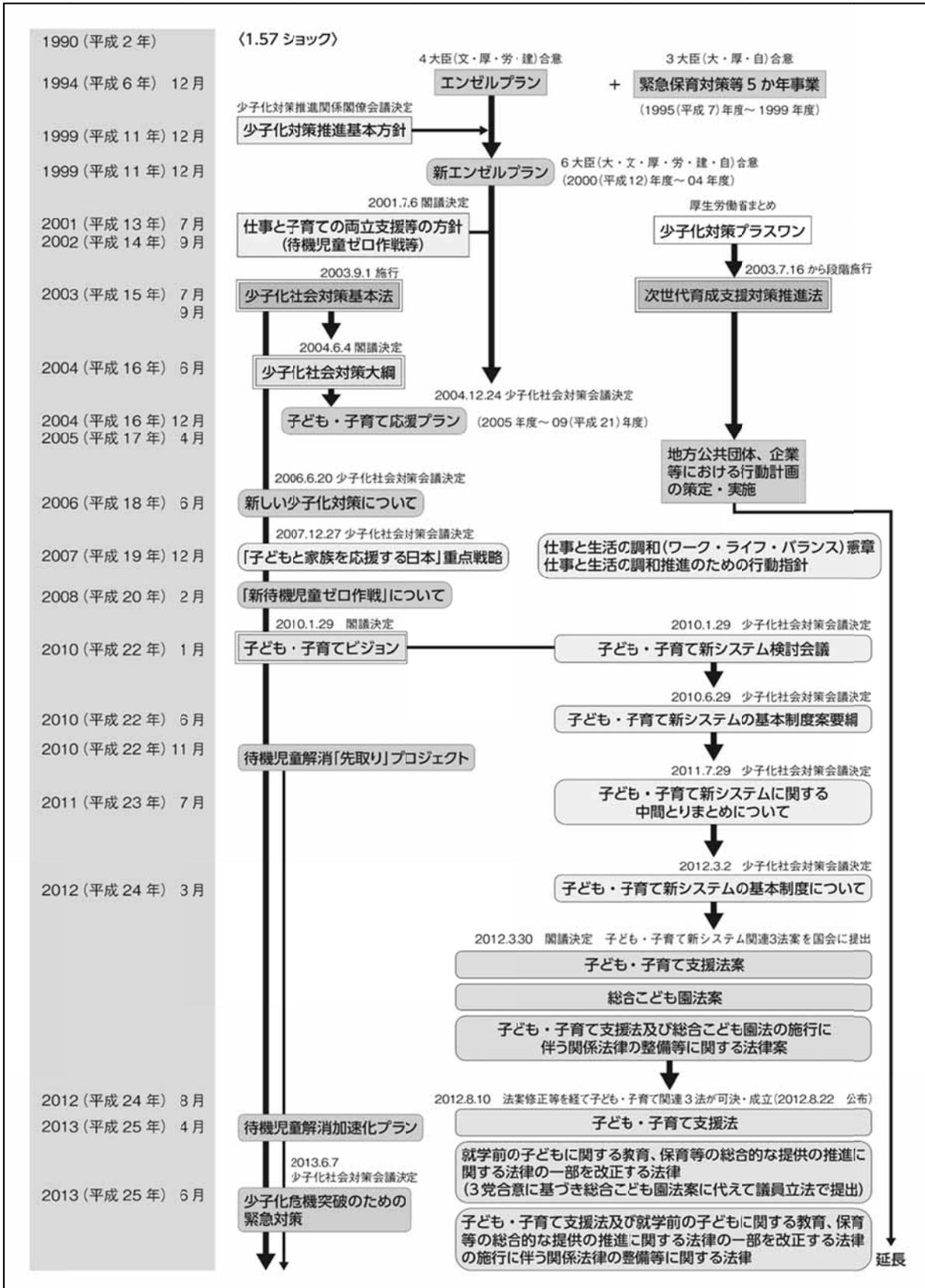
- 急速な少子高齢化(平成24年度合計特殊出生率1.93)
年間出生数の減少(平成22年410人→平成25年345人)
保育園児、就学児童数の減少
- 結婚・出産・子育ての現状
 - ・ 婚姻数は平成22年223人→平成25年211人と減少し、婚姻率(人口千人あたり)では平成25年3.6人と県婚姻率4.3人よりも低くなっている。
 - ・ 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 保育士の不足
- 放課後児童クラブの受入施設の充実
- 保育施設・学校施設の老朽化対策
- 親子での交流施設の整備要望

- ・ 結婚適齢期の男女の出会いの場を創出し、結婚を奨励
- ・ 子育てにかかる経済的負担と精神的負担の軽減

- ・ 就労と子育ての両立支援
- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 保健・医療・福祉・教育が連携した健やかな妊娠・出産サポート
- ・ 発達支援等の個に応じた適切な支援
- ・ 保護者が安心して預けられる保育・学校施設の環境整備

地域の子ども・子育て支援の充実

国におけるこれまでの取り組み



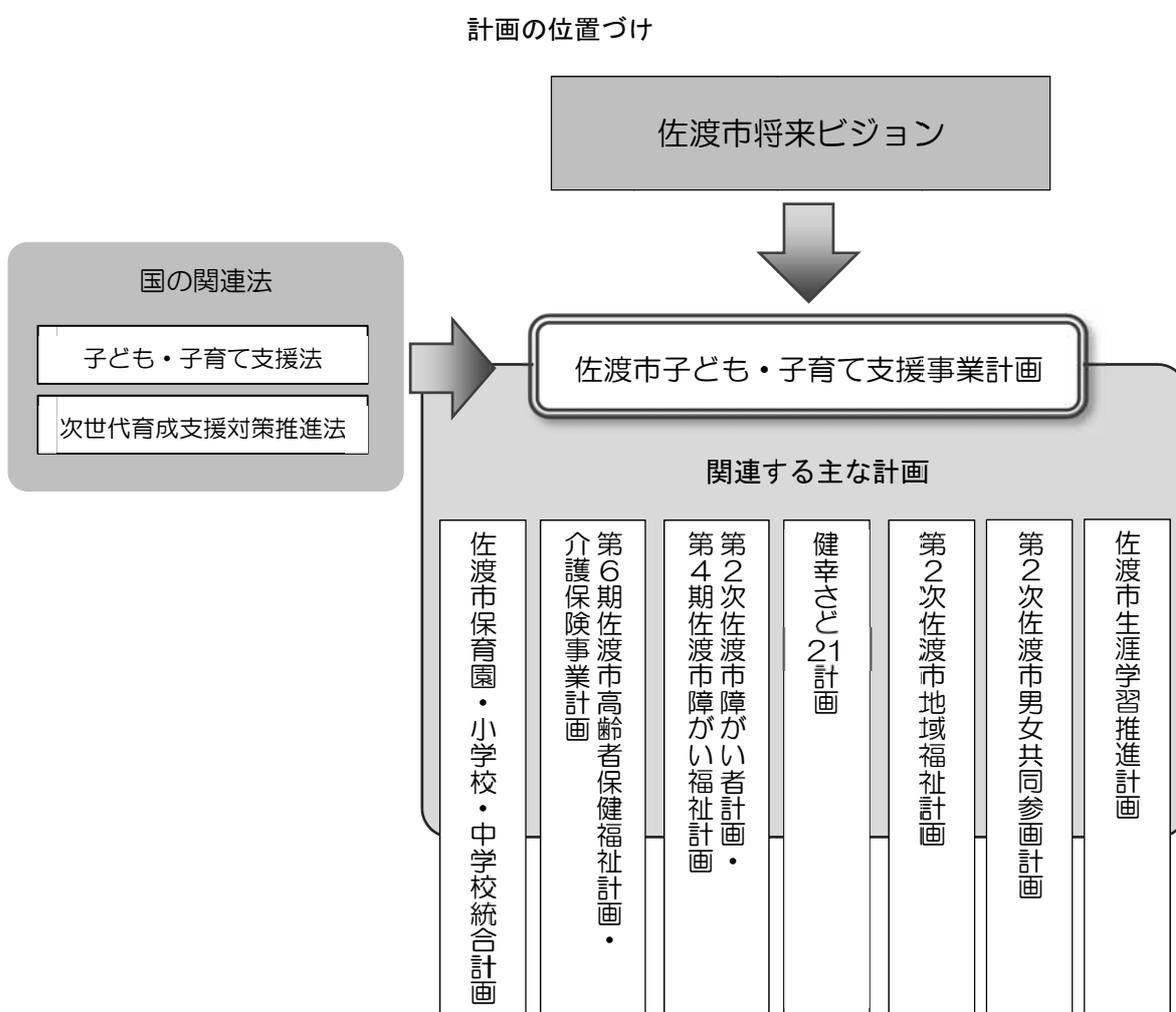
資料：平成 26 年版少子化社会対策白書

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現や、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

また、市の最上位計画である「佐渡市将来ビジョン」をふまえるとともに、「佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画」や「第4期佐渡市障がい福祉計画」等の関連計画とも連携・調和を図ります。

さらに、「佐渡市次世代育成支援行動計画」における事業についても継承・見直しを行い、子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。



3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたっては、「佐渡市次世代育成支援対策推進協議会」にて子ども・子育て支援の施策等について審議を図り、策定しました。

今後は、平成27年度に「佐渡子ども・子育て会議」に移行し、子ども・子育てに関する施策の審議、事業計画および事業の円滑な運営の推進、子ども・子育ておよびその支援に関するさまざまな問題提起や提案等を審議する場として整備します。

(2) 関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、行政、保育所、幼稚園等、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携・協働が重要です。

そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携、行政との連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

第 2 章

基本理念等

第2章 基本理念等

1 基本理念

たからしま
子どもが元気な佐渡が島
～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～

基本理念実現のために、4つの基本目標を設定して総合的に施策を推進します。この目標の実現に向け、行政が努力をはらうことはもとより、住民一人ひとり、関係機関、さらに地域との連携を図りながら積極的に取り組み、本計画の具体化に努めます。

また、本市においても少子化対策は喫緊の課題であるため、結婚・妊娠・出産・育児への支援のほか、若者の定住促進に繋がる就業対策にも取り組み、子ども・子育てへの切れ目のない支援を行います。

2 基本目標

1 子育て（地域におけるすべての子どもが健やかに育つ）

次代の担い手である子どもが、豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

また、子どもの人格、尊厳と権利等の保護のため、児童虐待等要保護児童への支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子ども等への充実に図ります。

全ての子どもが安心して生活できる環境づくりを推進し、心身ともに健康に育つよう取り組みを進め、あわせて、周りへの思いやりや気遣い、公共マナー等を学習し、実践できる環境づくりの整備・充実に図ります。

2

親育ち（親が親として育ち、ゆとりをもって安心して子育てできる）

誰もが安心・安全に出産・子育てを行うことができるよう、親子を取り巻く環境の整備や、すべての子どもが健やかに・生き生きと育つことができるよう、地域づくりを進めます。母性や父性を育成し、子育てを通じて親も成長していけるよう、様々な支援を行います。

また、ひとり親家庭への支援等、どの家庭でも自立して子育てができるよう、経済的な支援や相談体制の充実等の取組みを進めます。

3

地域育ち（地域全体が、子育てを温かく見守り、子育てを支援できる。子どもの成長を地域全体で支えあえ喜びあえる）

子育てには、親以外にも周囲の人や地域が一丸となって取組むことが重要です。子育て支援を行う人材の育成や、支援の場の整備を進めます。

本市の豊富な自然や文化を子育てにも取り入れ、また、様々な子育てに関する機関等と連携し、様々な人が子どもや子育て家庭への支援を行います。

また、子育て家庭を増やすには、出会いや就業への支援が必要です。そのため、出会いのイベントの開催や男女平等の意識啓発等を通じ、仕事と子育てが両立できるよう、取組みを進めます。

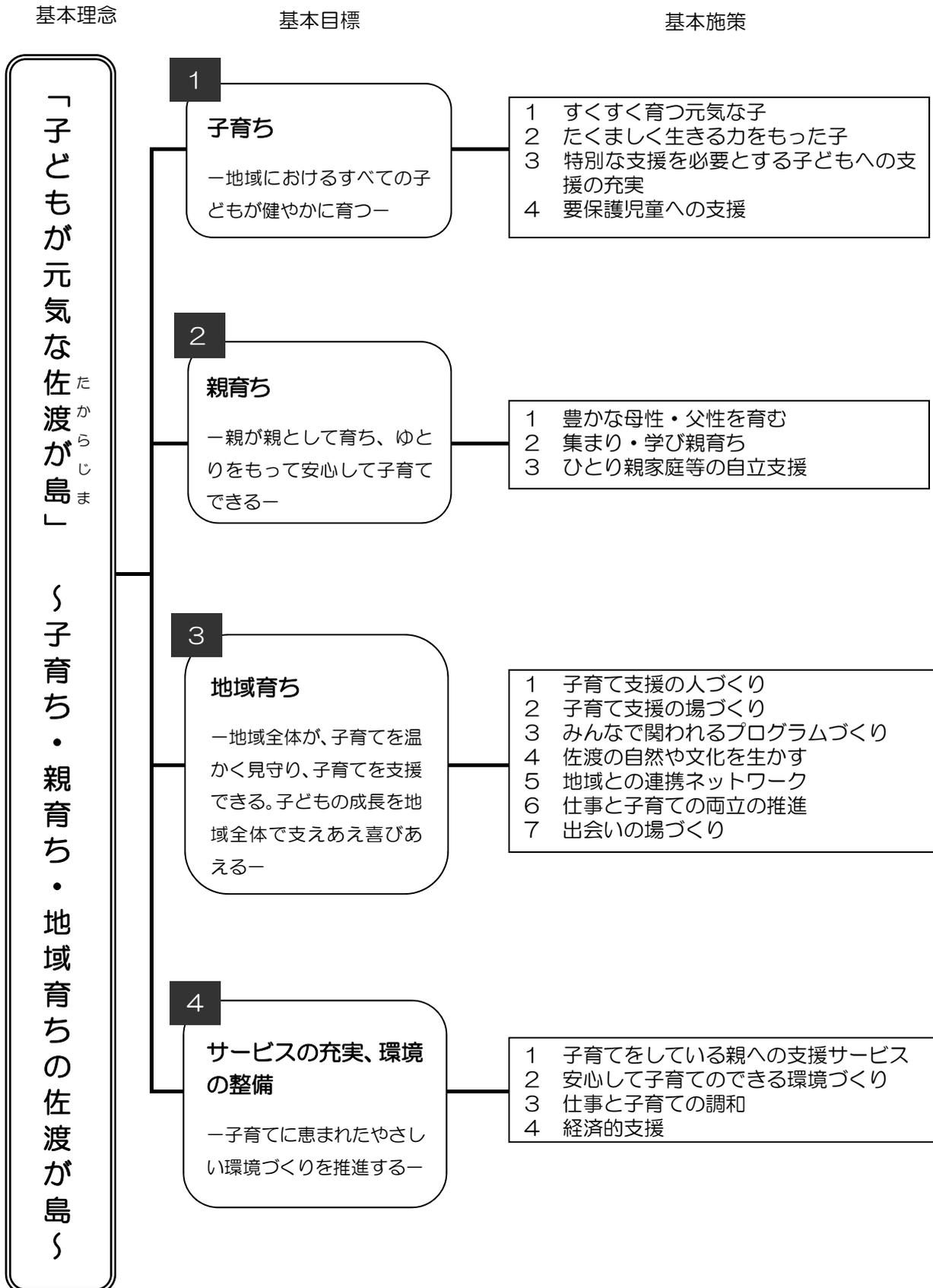
4

サービスの充実、環境の整備（子育てに恵まれたやさしい環境づくりを推進する）

「仕事と生活の調和」と「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」を並行的に推進します。そのため、育児休業取得に向けた環境の整備や、子どもの健全な育成と子育て家庭の生活時間の確保等に資する保育サービスの充実に取組みます。

また、子どもと子育てを行う保護者が、安全で快適な生活を送れるよう、道路環境の整備、快適な居住空間の確保、更に子どもが犯罪被害に遭わないような安心・安全なまちづくりを進めます。

3 施策の体系



第3章

佐渡市の現状

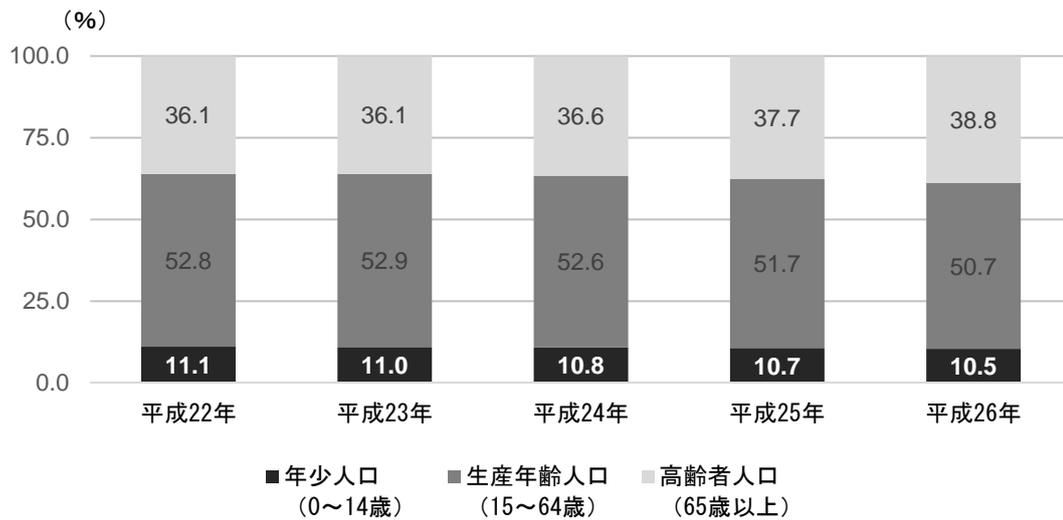
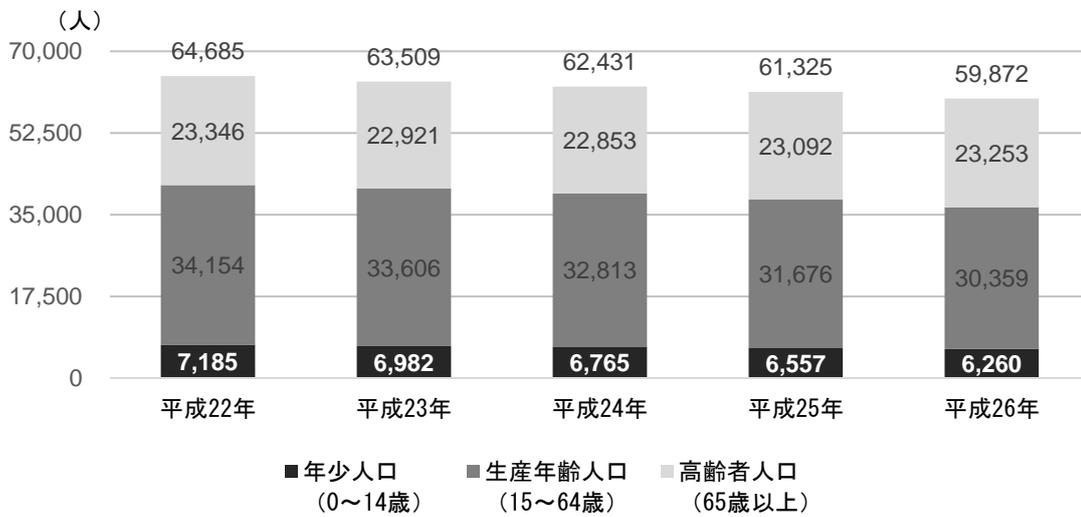
第3章 佐渡市の現状

1 人口および世帯数

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は減少しており、平成26年には6万人を下回っています。年齢3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少していますが、高齢者人口は増加しており、平成26年には2万3千253人、割合で見ると38.8%となっています。

図表 総人口と年齢3区分別人口の推移

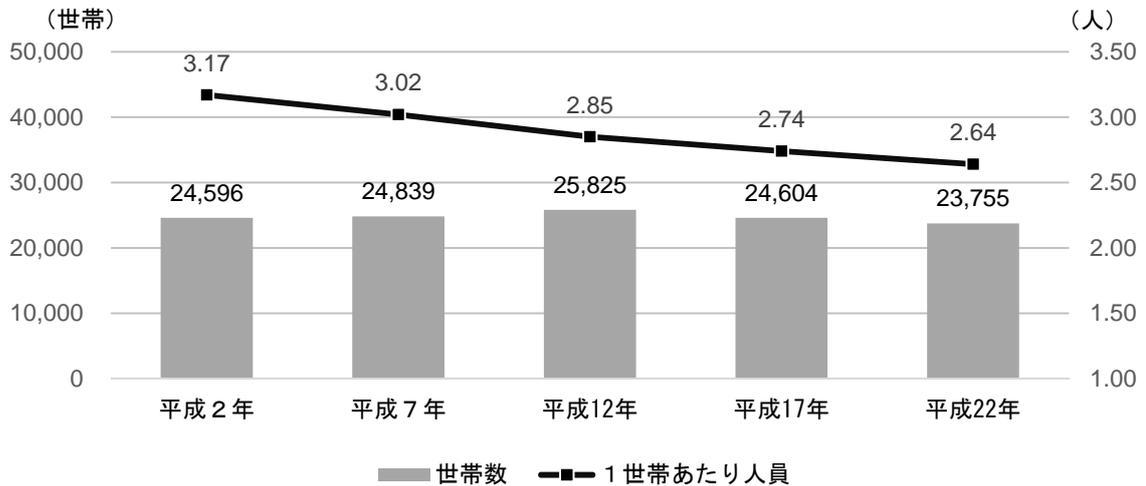


資料：住民基本台帳（10月1日現在）

(2) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は平成12年以降減少を続けており、平成22年には23,755世帯となっています。また、1世帯あたり人員も減少が続いており、平成22年には2.64人となっています。

図表 世帯数および1世帯あたり人員の推移

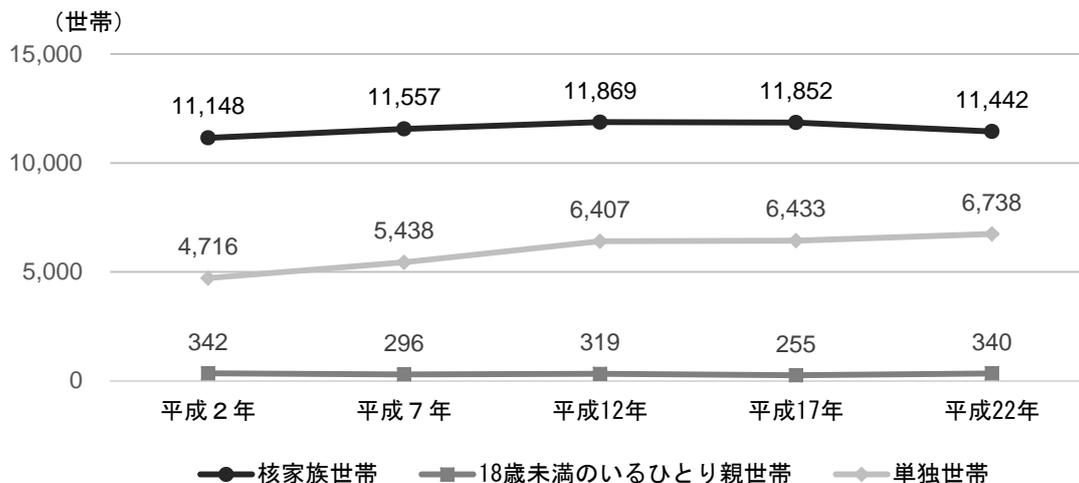


資料：国勢調査

(3) 世帯構成の推移

いずれの年も核家族がもっとも多く、次いで単独世帯が多くなっています。平成22年では核家族が11,442世帯、単独世帯が6,738世帯となっています。

図表 世帯構成の推移

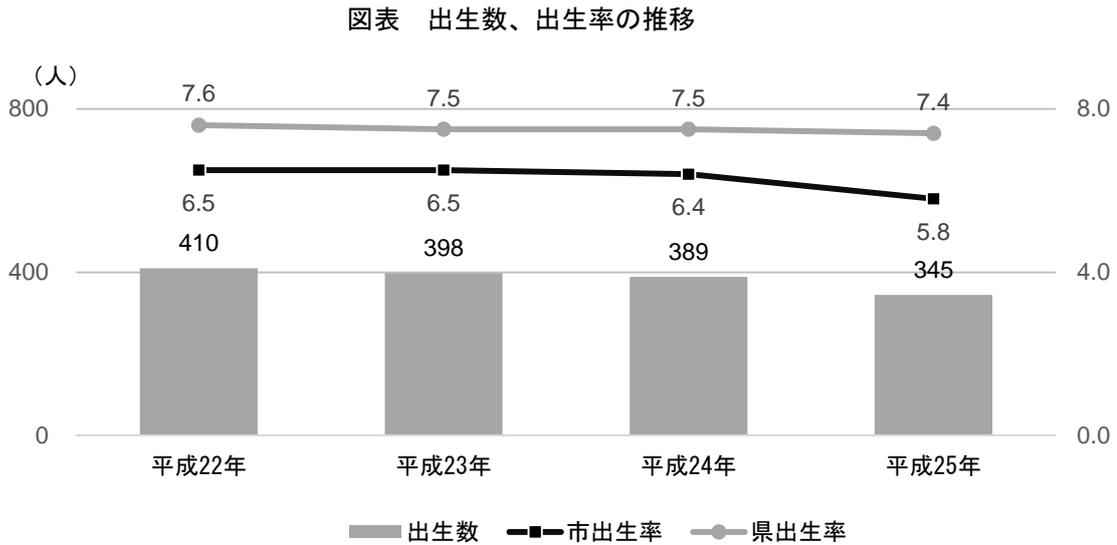


資料：国勢調査

2 出産・婚姻

(1) 出生数、出生率の推移

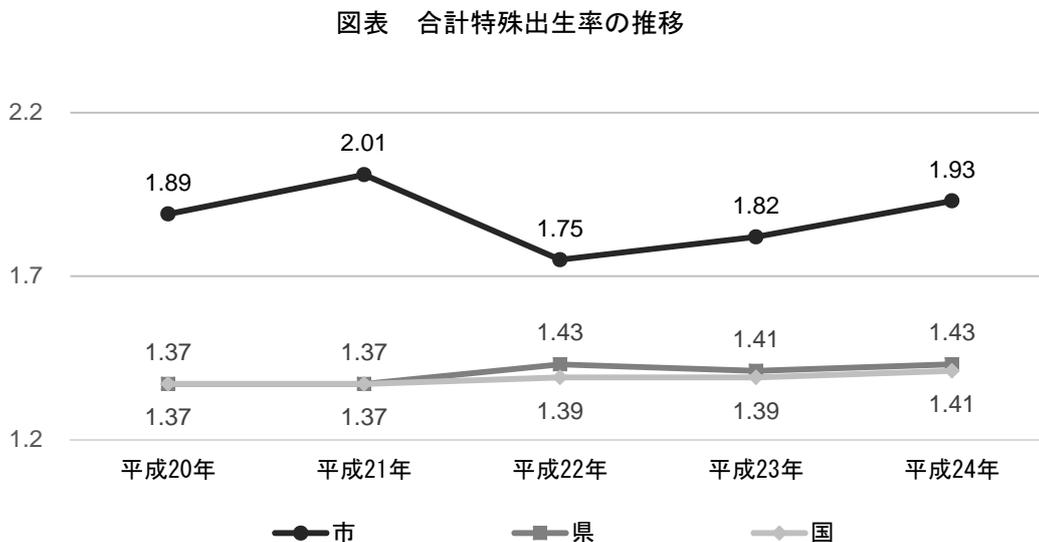
本市の出生数および出生率（人口千人当たり）は、平成24年まではほぼ横ばいでしたが、平成25年には出生率が5.8と減少しています。また、県の出生率は平成25年まで横ばいが続いています。



資料：健康福祉環境部（佐渡保健所）

(2) 合計特殊出生率の推移

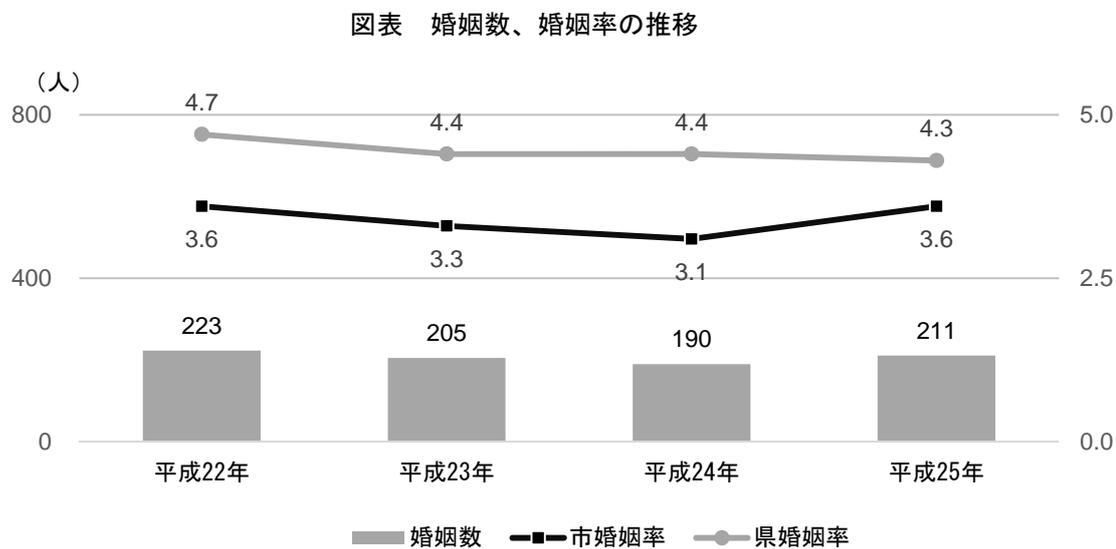
本市の合計特殊出生率は、県や国より高くなっています。また、年によって増減していますが、平成22年以降は増加が続いています。



資料：新潟県福祉保健年報

(3) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は平成24年にかけて減少していますが、平成25年は増加に転じています。婚姻率（人口千人当たり）をみると、本市は3.1～3.6で推移しており、県の婚姻率よりも低くなっています。



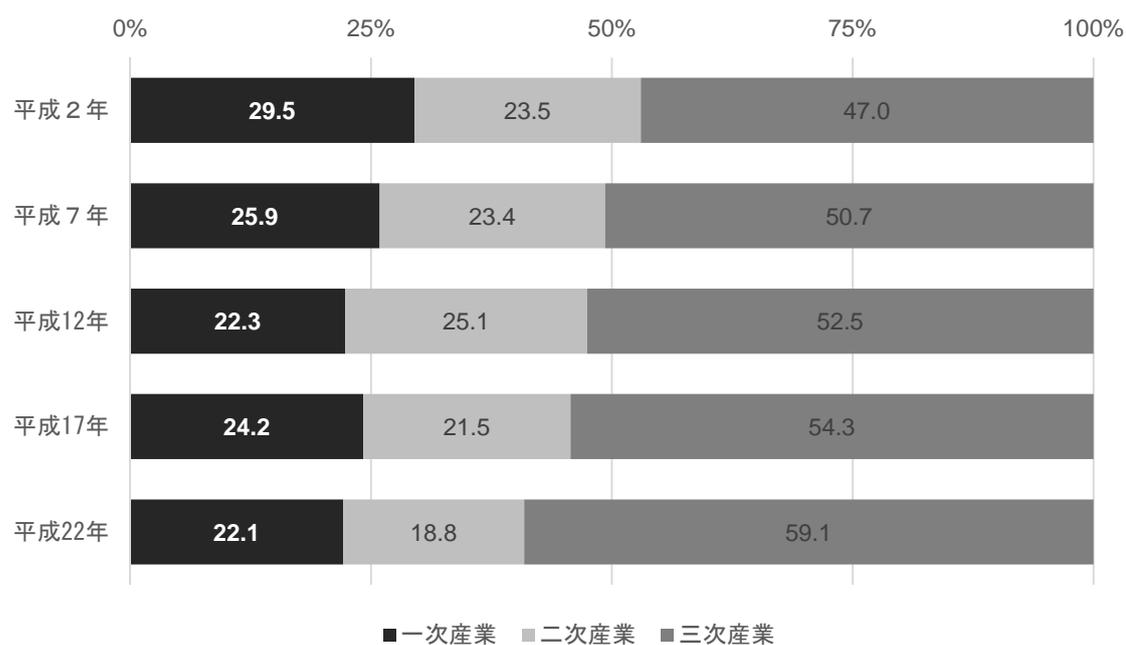
資料：健康福祉環境部（佐渡保健所）

3 就労の状況

(1) 産業構造の推移

平成2年以降、一次産業と二次産業は減少傾向となっており、三次産業は増加が続いています。平成22年には、一次産業が22.1%、二次産業が18.8%、三次産業が59.1%となっています。

図表 産業構造の推移

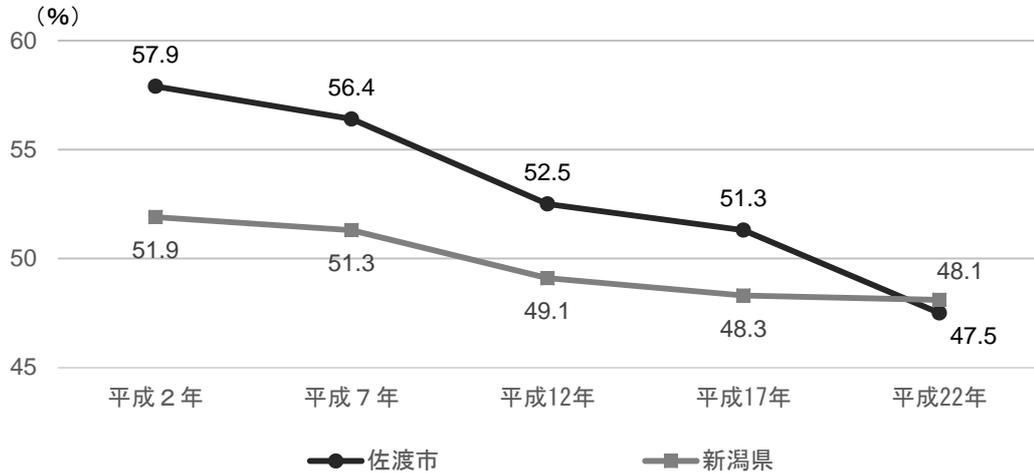


資料：国勢調査

(2) 女性の就業率の推移

平成 17 年までは県全体よりも就業率が高くなっていましたが、平成 22 年では逆転し、本市が 47.5%、県全体が 48.1%となっています。

図表 女性の就業率の推移

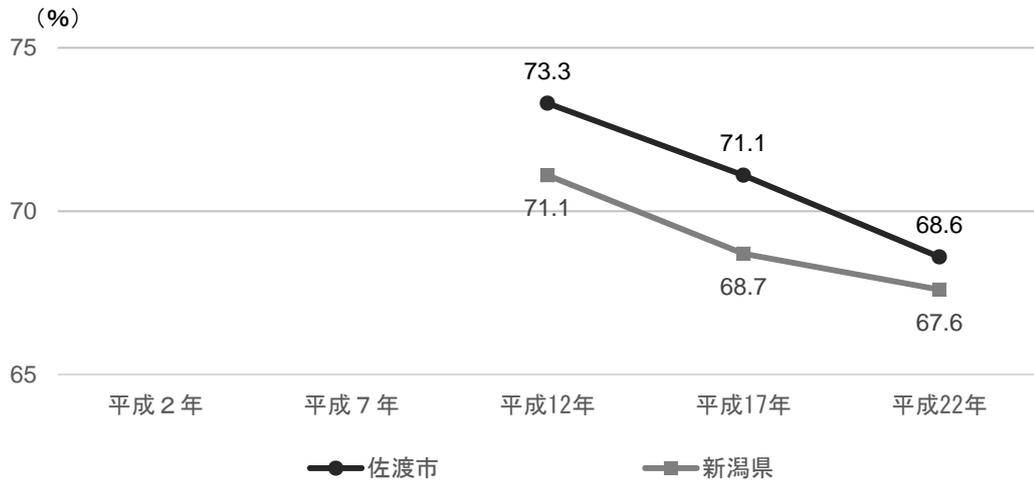


資料：国勢調査

(3) 男性の就業率の推移

平成 22 年の本市の就業率は 68.6%と、県の 67.6%をわずかに上回っています。

図表 男性の就業率の推移



資料：国勢調査

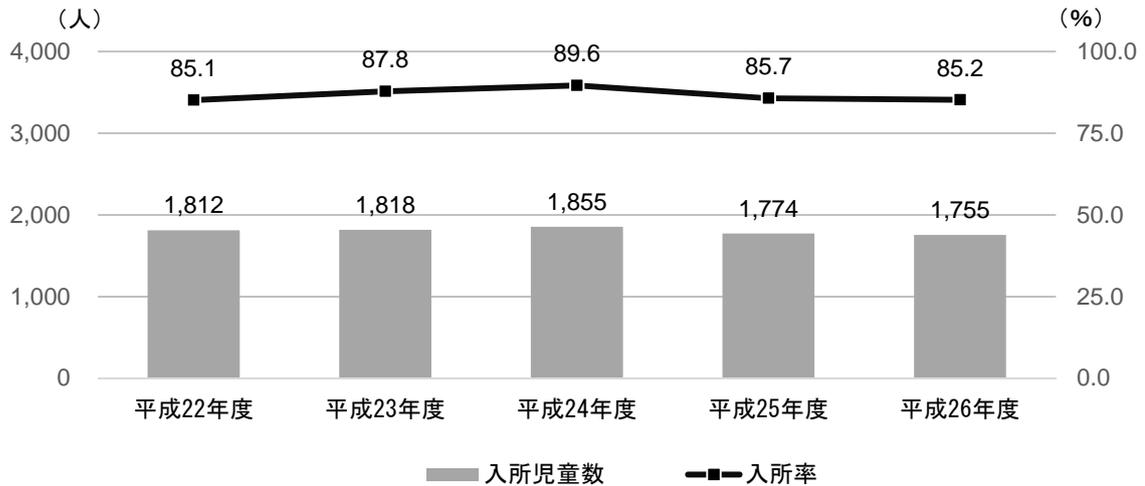
* 平成 2 年・7 年についてはデータがありません

4 子育て支援サービス等の状況

(1) 保育園入所児童数の推移

保育園への入所児童数は減少傾向にあり、平成26年度には1,755人となっています。また、入所率も平成24年度以降は微減しています。

図表 保育園入所児童数の推移

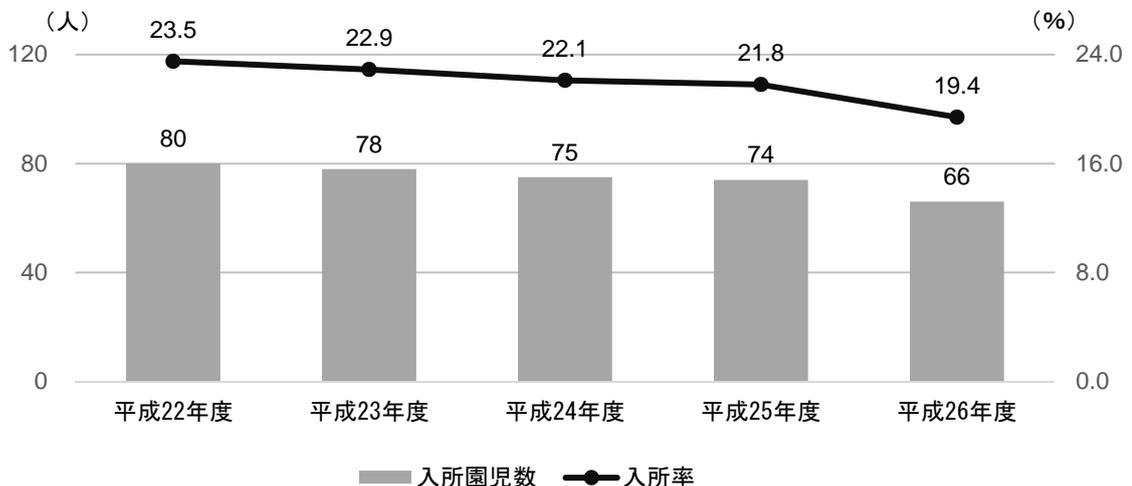


*入所定員数は年度により異なります
資料：社会福祉課（各年度4月分）

(2) 幼稚園入所園児数の推移

幼稚園への入所園児数減少が続いています。平成26年度には66人と、70人を下回っています。入所率も同様に減少が続いており、平成26年度には19.4%となっています。

図表 幼稚園入所園児数の推移

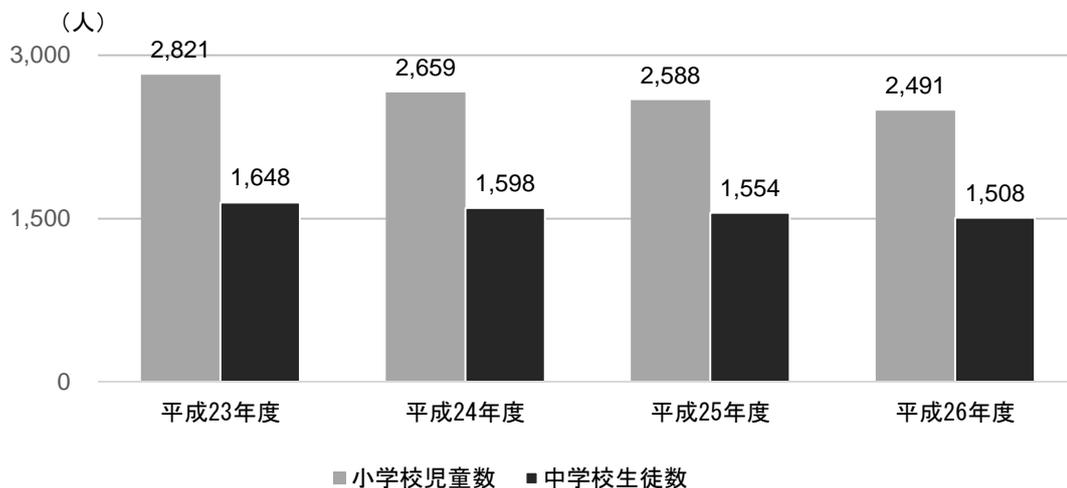


資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(3) 小学校児童、中学校生徒数の推移

小学校児童数、中学校生徒数ともに減少が続いています。平成 26 年度には、小学校児童数は 2,491 人、中学校生徒数が 1,508 人となっています。

図表 小学校児童、中学校生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在：中等教育学校(前期課程)、特別支援学校含む）

(4) 児童相談件数の推移

相談種別は、養護相談と障害相談がいずれの年でも多くなっています。また、平成 25 年を除いて、養護相談の半数以上は虐待相談となっています。

図表 児童相談件数の推移

相談種別	(件)				
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
養護相談	44	37	53	53	46
（内虐待相談）	(34)	(26)	(43)	(17)	(23)
保健相談	0	0	0	0	0
障害相談	53	44	44	67	29
非行相談	3	3	3	6	2
育成相談	4	7	3	0	2
その他	0	0	1	1	0
合計	104	91	104	127	79
中央児童相談所の全件数	567	619	571	672	393

*平成 26 年は 10 月末現在までの集計

資料：中央福祉相談センター

5 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

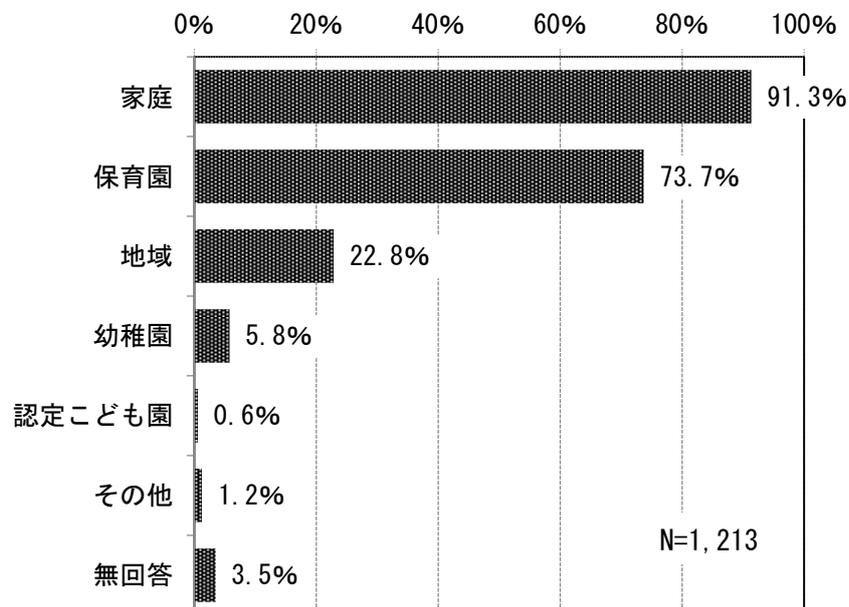
「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、市民の子ども・子育てニーズを把握し、計画に反映することを目的として実施しました。

調査期間	平成25年11月25日(月)から12月16日(月)
調査対象	本市の未就学児童の保護者、および小学校児童の保護者
配布数	未就学児童：2,419件 小学生児童：2,585件
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	未就学児童：1,213件(回収率50.1%) 小学生児童：1,402件(回収率54.2%)

(2) 未就学児童の調査結果の概要

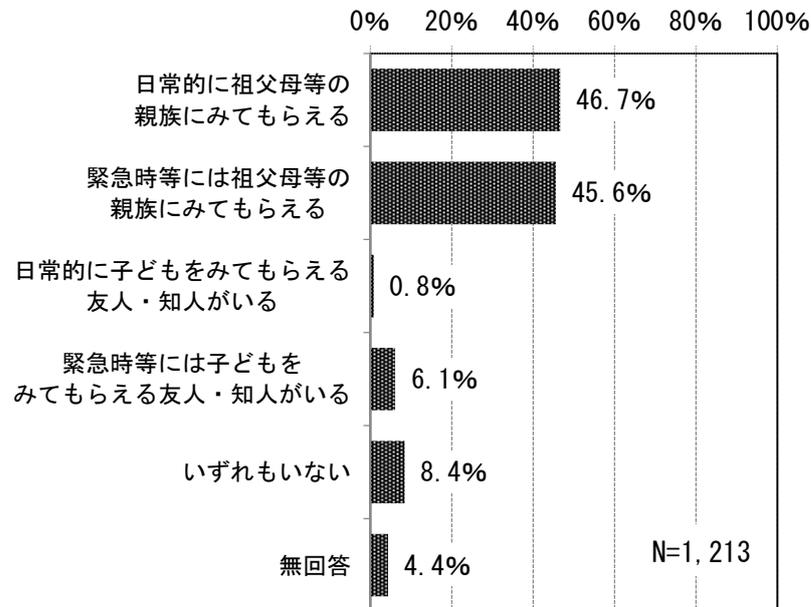
① 子育て(教育を含む)にもっとも影響すると思われる環境(複数回答)

子育てにもっとも影響すると思われる環境では、「家庭」が91.3%と9割を超え最も多く、次いで「保育園」73.7%、「地域」22.8%といった順になっています。



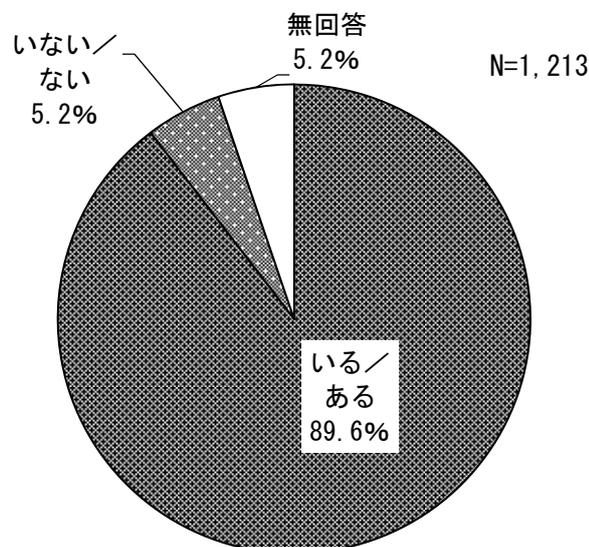
② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人では、「日常的に親族にみてもらえる」が46.7%で最も多く、次いで「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」45.6%、「いずれもない」8.4%、「緊急時等には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」6.1%となっています。半数近くが親族にみてもらえる状況がみられます。



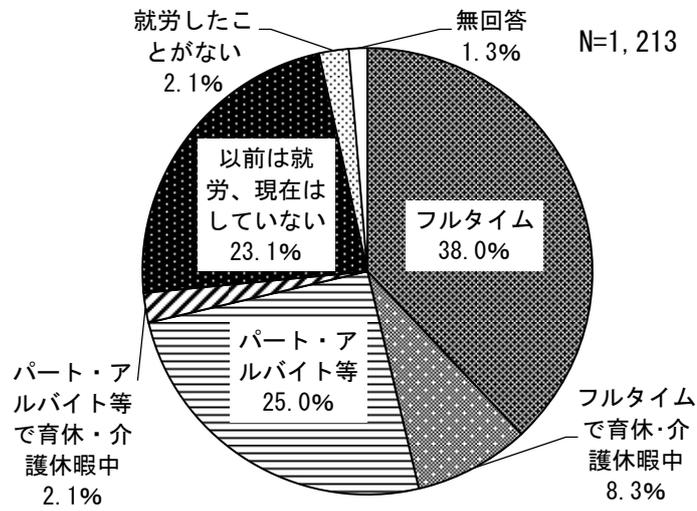
③ 子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無

子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無では、「いる／ある」が89.6%で、9割近くの方が、相談できる人や場所がある状況がうかがえます。「いない／ない」との回答は5.2%でした。



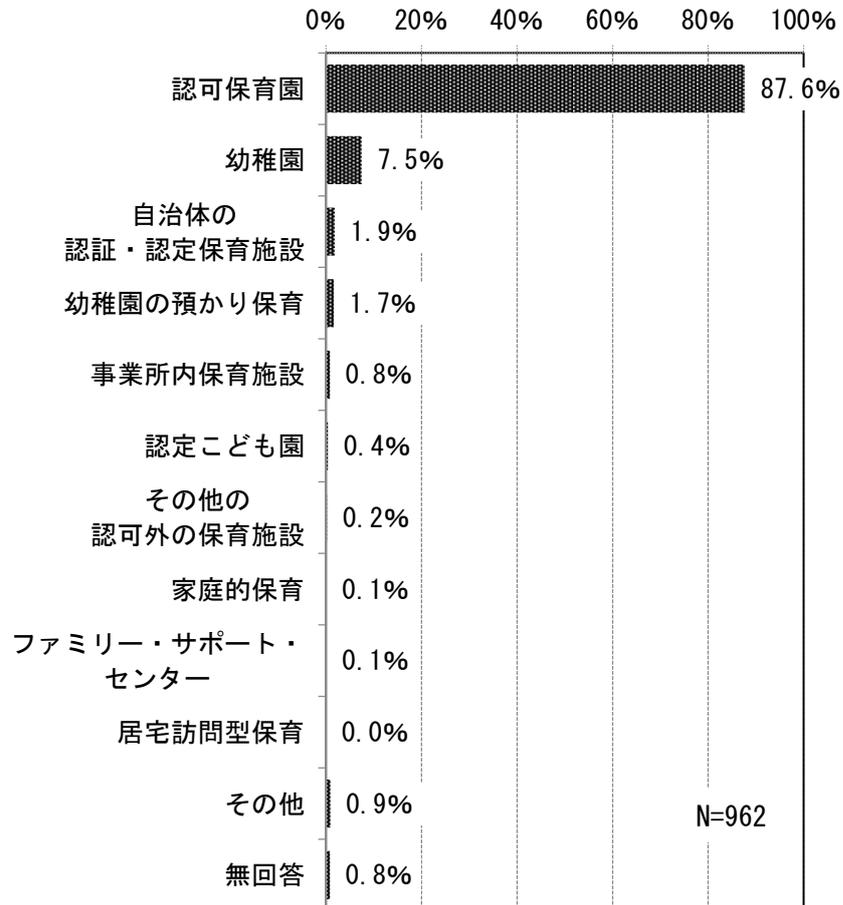
④ 母親の現在の就労状況

母親の就労形態では、「フルタイム」が38.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」25.0%、「以前は就労、現在はしていない」23.1%の順となっています。



⑤ 子どもが平日定期的に利用している教育・保育事業

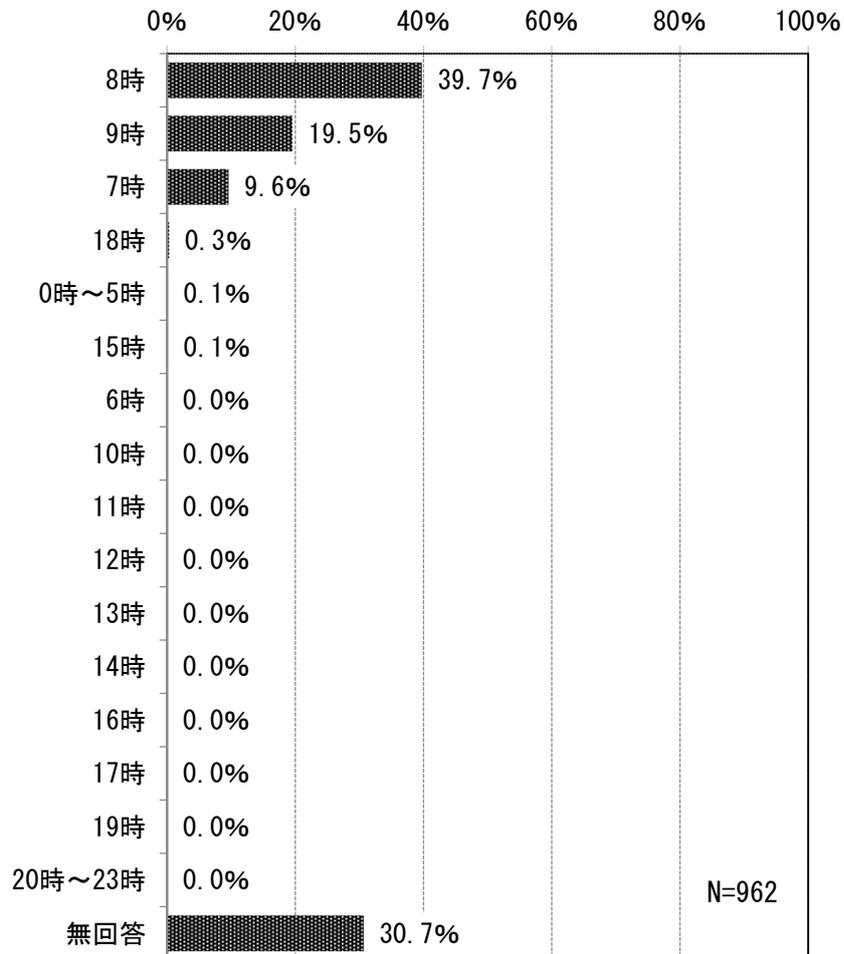
利用している教育・保育事業の種類では、「認可保育園」が87.6%で最も多く、次いで「幼稚園」7.5%、「自治体の認証・認定保育施設」1.9%といった順になっています。



⑥ 希望する教育・保育事業の利用開始時刻

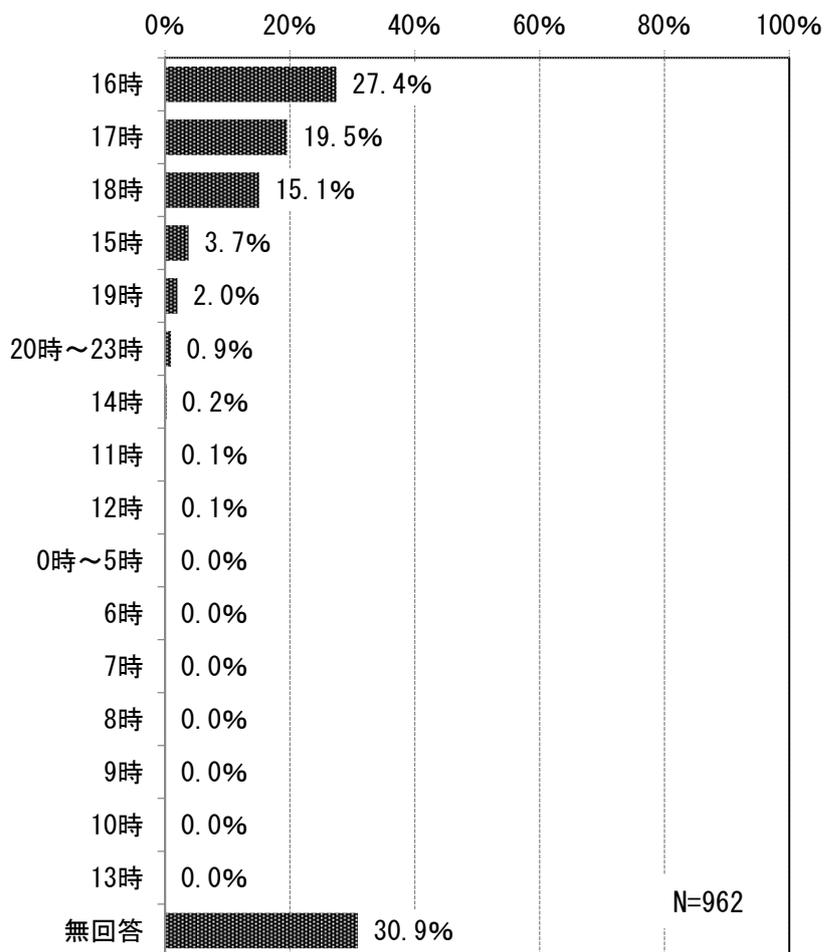
希望する教育・保育事業の利用開始時刻では、「8時」が39.7%で最も多く、次いで「9時」19.5%、「7時」9.6%といった順になっています。

また、「無回答」が30.7%みられます。



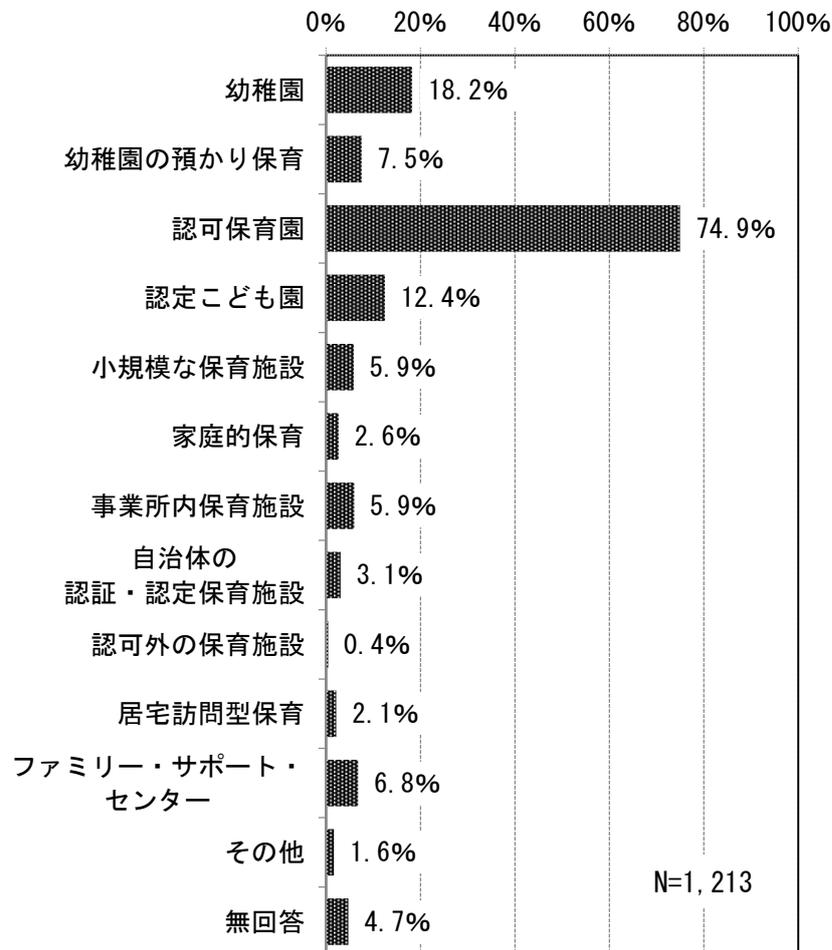
⑦ 希望する教育・保育事業の利用終了時刻

希望する教育・保育事業の利用終了時刻では、「16時」が27.4%で最も多く、次いで「17時」19.5%、「18時」15.1%といった順になっています。
また、「無回答」が30.9%みられます。



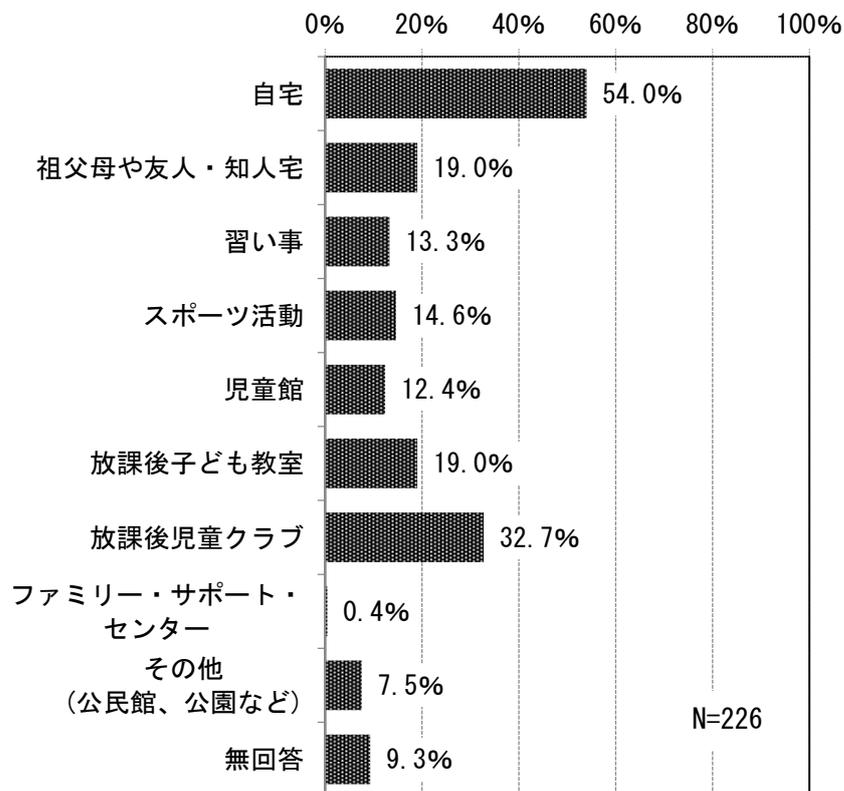
⑧ 子どもの平日の教育・保育事業で定期的にご利用したいと考える事業
(複数回答)

定期的にご利用したい教育・保育事業では、「認可保育園」が74.9%で最も多く、次いで「幼稚園」18.2%、「認定こども園」12.4%といった順になっています。



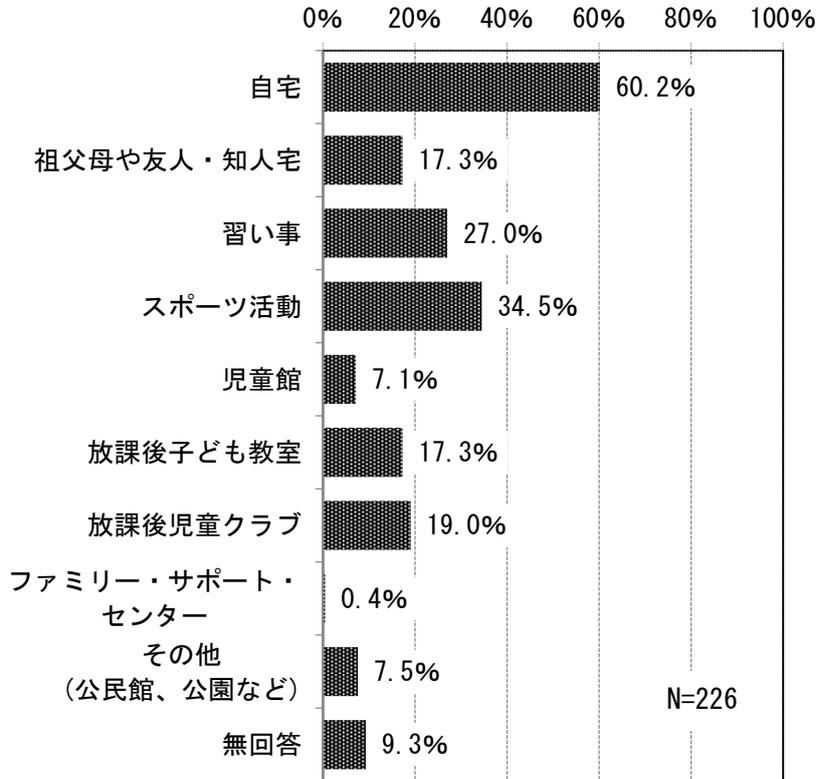
⑨ 小学校低学年時の放課後を過ごさせたい場所（5歳以上 複数回答）

小学校低学年のうちに希望する放課後を過ごす場所では、「自宅」が54.0%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」32.7%、「祖父母や友人・知人宅」と「放課後子ども教室」がともに19.0%といった順になっています。



⑩ 小学校高学年の時に希望する過ごさせたい場所（複数回答）

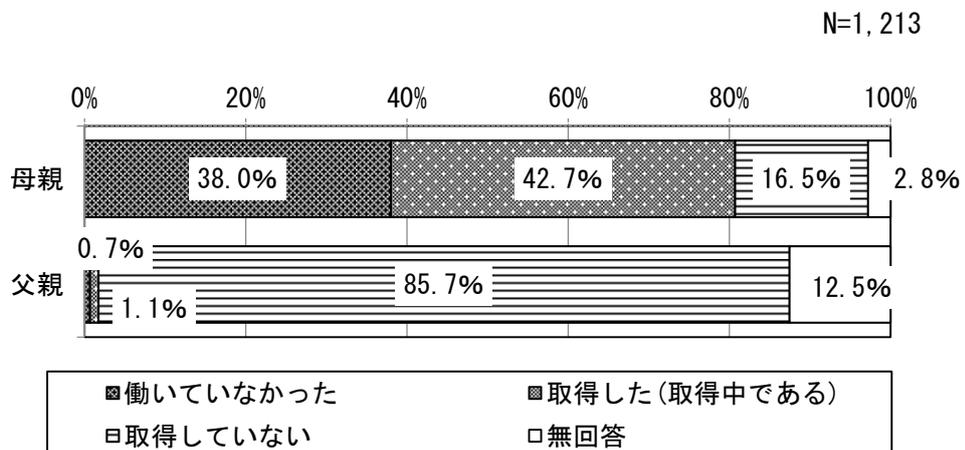
小学校高学年の時に希望する放課後を過ごす場所では、「自宅」が60.2%で最も多く、次いで「スポーツ活動」34.5%、「習い事」27.0%といった順になっています。



⑪ 育児休業の取得状況

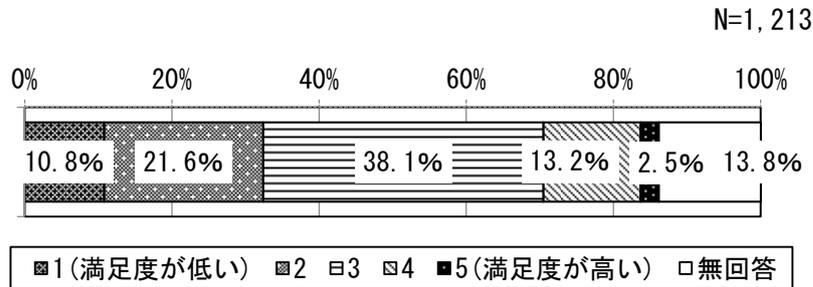
育児休業の取得状況では、母親では「取得した（取得中である）」が42.7%で最も多く、父親では「取得していない」が85.7%で最も多くなっています。父親の育児休業の取得が進んでいない状況がうかがえます。

母親では、次いで「働いていなかった」38.0%、「取得していない」16.5%といった順になっています。



⑫ 居住地域における子育ての環境や支援の満足度

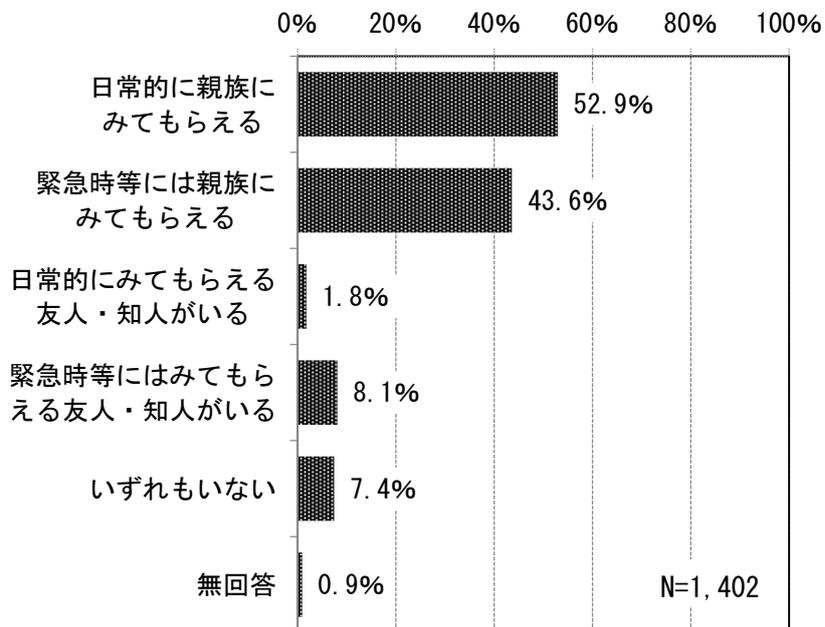
居住地域における子育ての環境や支援の満足度では、「3」が38.1%で最も多く、次いで「2」21.6%、「4」13.2%といった順になっています。



(3) 小学生児童の調査結果の概要

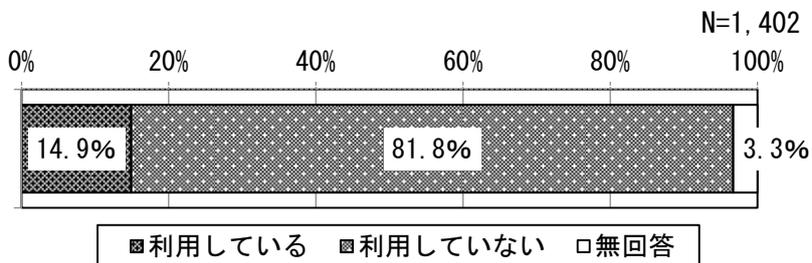
① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況（複数回答）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、「日常的に親族にみてもらえる」が52.9%で最も多く、次いで「緊急時等には親族にみてもらえる」43.6%、「緊急時等にはみてもらえる友人・知人がいる」8.1%といった順になっています。



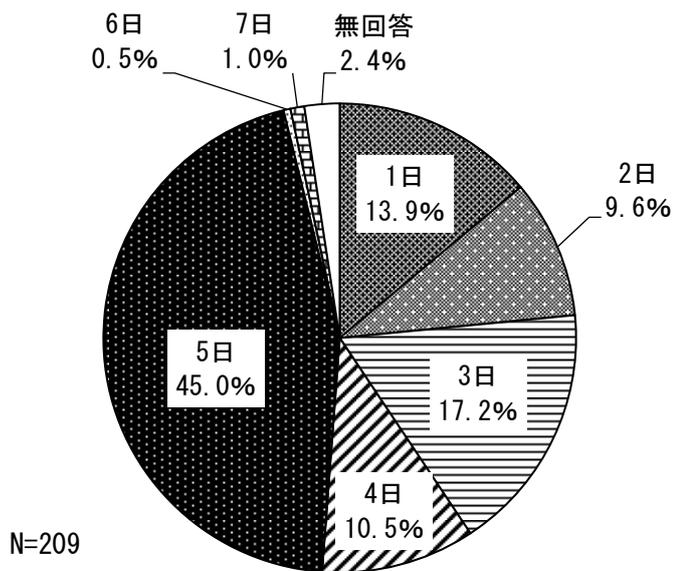
② 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況では、「利用している」が14.9%、「利用していない」が81.8%となっています。



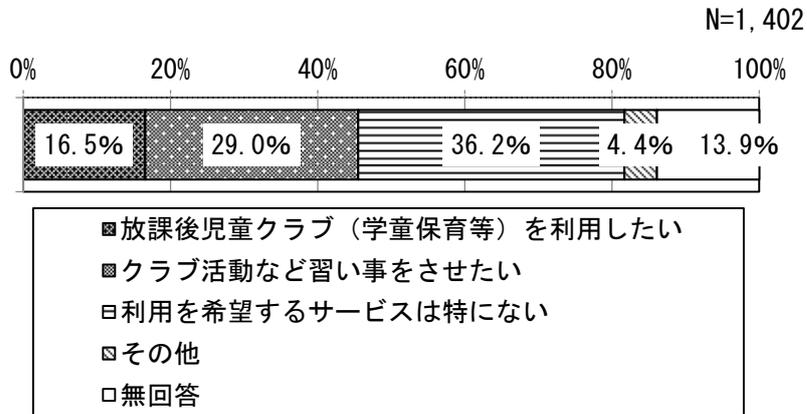
③ 放課後児童クラブの利用日数

放課後児童クラブの利用日数では、「5日」が45.0%で最も多く、次いで「3日」17.2%、「1日」13.9%といった順になっています。



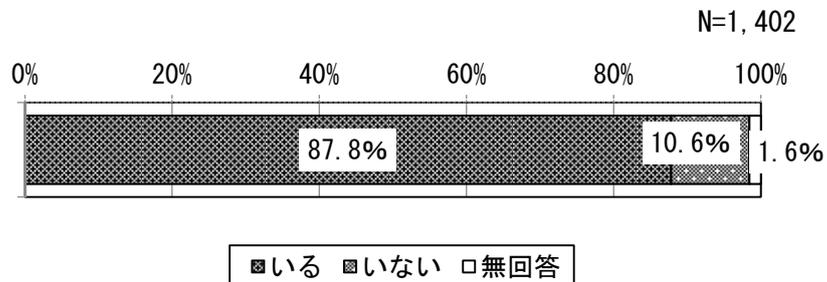
④ 小学4年生以降の希望する放課後の過ごし方

小学4年生以降の希望する放課後の過ごし方では、「利用を希望するサービスは特にない」が36.2%で最も多く、次いで「クラブ活動など習い事をさせたい」29.0%、「放課後児童クラブ(学童保育等)を利用したい」16.5%といった順になっています。



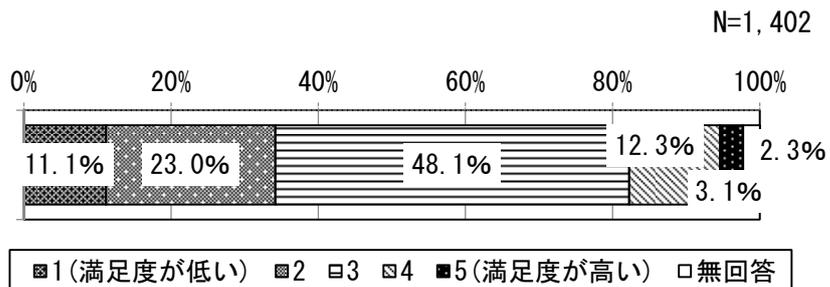
⑤ 子育てについて気軽に相談できる人の有無

子育てについて気軽に相談できる人の有無では、「いる」が87.8%、「いない」が10.6%となっています。



⑥ 居住地における子育て環境や支援への満足度

居住地における子育て環境や支援への満足度では、「3」が48.1%で最も多く、次いで「2」23.0%、「4」12.3%といった順になっています。



6 調査結果からの課題

- 家庭が子育て（教育を含む）にもっとも影響すると思われていますが、保育園も7割強の人がもっとも影響すると思っているため、保育園環境の質の向上が求められます。
- 日頃子どもをみてもらえる人が全くいない人や、子育てについて相談できる相手や場所がない未就学児童の保護者で5～8%、小学生児童の保護者で10%程度いるため、地域や専門機関等とのつながりを作る取り組みや、相談機関等の周知が求められます。
- 平日に利用したい教育・保育事業は、認可保育園、幼稚園、認定こども園の順となっていますが、ファミリー・サポート・センターや小規模な保育等についても希望者が5%程度いるため、バランスの取れた子育て支援が求められます。
また、病児・病後児保育についてもニーズがでてきています。
- 放課後児童クラブは高学年よりも低学年時における利用希望が高くなっていますが、高学年においても利用希望があるため、高学年の受け入れについて検討するとともに、受け入れ施設の充実を図る必要があります。
- 子育てを支援する親子での交流場所として、屋外・屋内施設の整備について、近年要望が高まってきています。

7 佐渡市次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗状況

佐渡市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況は、全ての事業のうち「◎」が59.4%、「○」が36.2%となっており、進捗状況は順調といえます。

図表 平成 25 年度最終進捗状況

(事業)				
◎	○	△	継	全体
82 (59.4%)	50 (36.2%)	2 (1.4%)	4 (2.9%)	138

* 評価基準：◎は「事業の進捗が90%以上」
○は「事業の進捗が70%以上」
△は「事業の進捗が70%未満」
継は「目標に向け継続検討中」

第4章

幼児期の教育・保育及び地域

子ども・子育て支援事業計画の展開

第4章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の展開

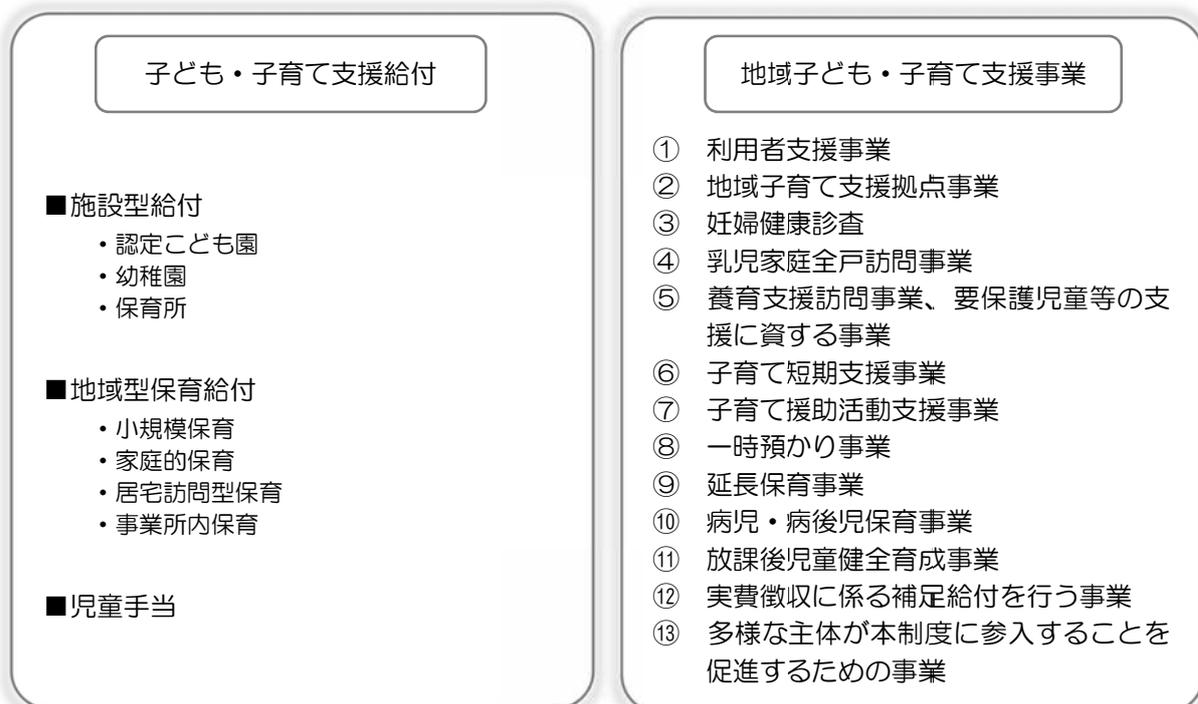
1 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が定められました。この新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子子ども・子育て支援の充実」の改善を主なねらいとしています。

(1) 子ども・子育て新制度の内容

- 認定こども園、幼稚園、認可保育所を通じた共通の給付
「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（施設型給付）を行います。
施設型給付措置を行うことにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を行うことができます。
- 認可を受けた事業者等を通じた共通の給付
「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（地域型保育給付）を行います。
小規模保育事業等にも給付措置をすることにより、量的拡大・確保につながります。
- 認定こども園制度の改善
幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を図り、設置手続きを簡素化します。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 子ども・子育て新制度の事業体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を1か月48時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

2 教育・保育提供区域設定

本計画の策定時に、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域、いわゆる教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。教育・保育提供区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域設定を行うこととなっています。

そのため、本市ではこれらの条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域について市内全域を1区域としました。

3 子ども・子育て支援給付の見込み

1号認定から3号認定まで、以下のとおり見込んでいます。

	26年度(現状)			
	1号	2号	3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
実績人数(10月1日)	70	1,869		

1号～3号認定の見込み量

利用実人数(人)

	27年度				28年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	67	2,011		46	1,969			
②内容の 確保の	認定こども園、 幼稚園、保育所	300	2,110		300	2,095		
	新規確保							
②-①	243	99		254	126			

29年度				30年度				31年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり	3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
46	1,930			36	1,885			36	1,858		
300	2,080			270	2,080			270	2,080		
254	150			234	195			234	222		

【確保方策】

○佐渡市における公立保育園 23 園の定員合計が 1,530 人、私立保育園 6 園の定員合計が 580 人で、保育園合計で 2,110 人である。公立幼稚園 3 園と私立幼稚園 1 園の定員合計が 300 人である。施設自体の受入れは充足していることから、今後とも保育士の確保に努め、待機児童が生じないように努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業量の見込み

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方が、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

(か所)

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容		0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
②-①		▲1	▲1	0	0	0

【確保方策】

○利用者支援事業は、相談員等のある施設の設置箇所数で量を見込みます。国の交付金対象は、「1市町村あたり箇所数は平成25年10月1日時点の0から5歳までの人口を10,000で除して得られた数を上限(1万人未満切上げ)」とされていることから、0～5歳児の人口が約2,400人であることから、佐渡市の実施箇所数の上限は1か所となります。

佐渡市では社会福祉課窓口対応にて相談に応じておりますが、今後、子ども若者支援拠点センター整備において検討していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現在は、公設で「たかち保育園(相川へ出前有り)」、「新穂トキっ子保育園」、「小木保育園」、「さわた子育て支援センター」と民設で「平泉保育園」、「真野第1保育園」の市内6か所で実施しています。

利用延人数(人)

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,058	829	825	805	785	766
②確保の内容		6か所	7か所	8か所	8か所	8か所
②-①						

【確保方策】

○平成28年度に金井地区統合保育園整備、平成29年度に両津湊・河崎地区統合保育園整備に伴い、地域バランスを考え、地域子育て支援センターの併設整備を目指します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象人数（人）

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	380	380	380	380	380	380
②確保の内容		380	380	380	380	380
②-①		0	0	0	0	0

【確保方策】

○全妊婦を対象に、妊婦健康診査・歯科健康診査受診票を発行し、医療機関との連携により、指導の充実を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象人数（人）

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	380	380	380	380	380	380
②確保の内容		380	380	380	380	380
②-①		0	0	0	0	0

【確保方策】

○すべての乳幼児家庭を訪問する体制は確保されています。

○訪問を通じ、乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境を把握し、個別支援が必要なケースについて関係機関と連携し、適切な支援につながるよう努めます。

(5) 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師がその居宅を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象人数(人)

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	48	60	60	60	60	60
②確保の内容		60	60	60	60	60
②-①		0	0	0	0	0

【確保方策】

○増加に対応できる体制を整え、各家庭に対応した養育支援の実施に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

必要に応じて、県及び関係機関と連携し実施していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て世代の仕事と家庭を支援し、子育てしやすい地域環境を作ることを目的として、地域において「育児の援助を受けたい者（依頼会員）」と「援助を提供する者（提供会員）」を会員組織として、保育所等への送迎や保育施設等の終了後の一時預かり、短時間就労等の際の育児支援を実施しています。当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

依頼会員数と提供会員数(人)

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① の見込み	132	(依頼) 140	140	140	140	140
② 保の内容		(提供) 85	90	95	100	100
②-①		▲55	▲50	▲45	▲40	▲35

【確保方策】

○現在、社会福祉協議会の協力のもと委託運営しています。今後、依頼件数に応じた提供会員の拡大を図るとともに、提供会員と依頼会員のマッチングを進めます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所で一時的に預かる事業を行います。

現在は、公立で「夷保育園」、「小木保育園」、「中興保育園」、「河原田保育園」、「畑野保育園」と私立で「真野第1保育園」の市内6か所で実施しています。

利用延人数（人年）

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	360	760	760	760	760	760
②確保の内容		6か所	6か所	7か所	7か所	7か所
②-①						

*量の見込みは、就学前児童数から保育園入園児童数を控除した利用対象者に対し、希望する率28.0%から、152人の利用実人数を推定。152人×平均5日=760人/年→1日あたり平均3人

*確保の内容は、受入できる施設数にて確保する。

【確保方策】

○現在、利用にあたっては充足されていますが、今後、利用者ニーズと地域バランスをみながら拡大していきます。

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等による要望に対応するため、保育認定時間（標準・短時間）を超えた延長保育を実施します。

利用実人数（人）

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	420	414	406	398	389	383
②確保の内容		29施設	27施設	24施設	24施設	24施設
②-①						

【確保方策】

○現在、延長保育は公立23保育園、私立6保育園のすべての保育園で実施しています。今後、統合保育園の整備が計画されていますが、継続してすべての保育園で受け入れを実施していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気または病気の回復期で、集団保育が困難な期間において、医療機関や保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を実施します。

利用延人数（人年）

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		700	700	700	700	700
②確保の内容		0施設	1施設	2施設	3施設	4施設
②-①						

*量の見込みは、利用希望 140 人×平均 5 日=700 人/年→1 日あたり平均 2 人

*確保の内容は、1 施設平均 9 人受入れを想定

【確保方策】

○現在、本市ではこの事業は行っておりませんが、回復期対応の病後児保育や体調不良児対応型保育について整備予定の統合保育園や私立保育園での前向きな検討を進めていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休みにおいて小学校併設施設や学童保育施設、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の安全と健全な育成を図ります。

利用実人数、確保の内容は総定員数（人）

	現状	量の見込み				
	26年度(見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① の見込み	442	481	463	455	445	431
②確保の内容		450	450	460	460	460
②-①		▲ 31	▲ 13	5	15	29

【確保方策】

○現在、学童保育施設 11 か所と児童館 2 か所において放課後児童クラブを開設しています。今後、基準を満たす施設整備やニーズに伴う増設及び民間による開設に向けて支援を進めていきます。

○子ども・子育て支援新制度により、児童支援員の質の向上を図るために、人材の確保と都道府県主催の研修受講を推進します。

○国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、事業をすすめます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、対象者数や実際に負担する実費徴収する額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等の事前協議を受け、相談、助言などを行い、参入者の施設経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

第5章

施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標 1 子育て

基本施策 1 すくすく育つ元気な子

子どもが元気に、すくすくと育つことができるよう、子どもに向けた支援のほか、親への支援を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
新生児・乳児訪問事業	早期訪問により母乳育児の推進を図ると共に、親の育児を支援します。	健康推進室
しまびとジュニア支援事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行います。	子ども若者相談センター
乳幼児健診事業	発育・発達の確認により、異常の早期発見、早期治療に結び付けます。また、親が安心して育児できるように励ますと共に仲間作りの場とします。	健康推進室
食育事業	親子や仲間、地域の人との交流、ふれあいの場とし、食事づくりを通して親子のふれあいや食への関心を深めます。	社会福祉課
フッ化物歯面塗布事業 フッ化物洗口事業	子どもの時から歯や口の健康を意識し、実行します。	健康推進室

基本施策 2 たくましく生きる力をもった子

心身ともに健康で、たくましく育つことができるように、栄養バランスの取れた食生活の推進や相談、佐渡の自然や文化等に関する教育支援を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
学習意欲向上プロジェクト	学力を高めるために基礎・基本の定着を図ると共に、自ら学び自ら考える力の育成を図ります。	学校教育課
総合学習支援事業 キャリア教育推進事業	佐渡の自然、歴史、文化を学ぶ佐渡学や地域産業学習を実施し、郷土愛の醸成と職業観の育成を図るキャリア教育を推進します。	学校教育課 社会教育課 社会福祉課 産業振興課
教育相談	豊かな心の育成に向けた家庭への理解・啓発運動を推進します。	学校教育課
佐渡産物を使用した統一献立	地産地消を推進するとともに、健康な体づくりをするための基本と、成長に応じたバランスのとれた食生活を推進します。	学校教育課
心の教室相談員配置	自分を大切にでき、他人を思いやることのできる教育活動の推進を図ります。	学校教育課
ひきこもり対策	児童の居場所づくりへの支援と、家族のつどいを拡充します。	子ども若者相談センター 学校教育課

基本施策3 特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

本市に在住するすべての子どもが健やかに育つことができるよう、一人ひとりに合わせた支援のしかたを目指します。また、周囲の正しい理解を促すため、意識啓発等を実施します。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
療育相談、指導	障がいや疾病等の早期発見のため、関係機関と連携し継続的な支援を図ります。	佐渡保健所健康推進室
障がい児保育	障がい児に対する園児や保護者の正しい理解を促進します。	社会福祉課
就学相談 介助員配置事業	一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導の充実を図ります。	学校教育課
しまびとジュニア 支援事業 (園等巡回支援事業)	保育園等への巡回訪問を実施し、発達障がい児や気になる子に対し、適切な対応ができるよう保育士等に助言します。	子ども若者相談センター
しまびとジュニア 支援事業 (療育教室)	発達が気になる幼児に小集団で社会性やルールを学ばせ、個の能力を伸ばすと共に保護者支援を行います。	子ども若者相談センター

基本施策4 要保護児童への支援

虐待を受けている児童等、保護が必要な児童についての支援を行います。予防・防止のほか、早期発見やそれぞれのケースに応じた対応を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
しまびとジュニア 支援事業 (要保護児童対策協議会)	子ども若者相談センターが虐待の通告・相談窓口となり、関係機関と連携して、個々に応じた対応・支援を行います。	子ども若者相談センター

基本目標 2 親育ち

基本施策 1 豊かな母性・父性を育む

妊娠をしているときから健康管理や指導、相談を行い、子育てにあたり、豊かな母性・父性を育みます。また、不妊についても関係機関と連携を図ることで、支援を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
妊産婦訪問指導	医療機関と連携し、妊娠中、産後の健康管理を支援します。	健康推進室
妊婦保健指導	両親が出産、育児に必要な情報を得られ、気軽に相談できる体制をつくり、指導・相談を行います。	健康推進室
佐渡市特定不妊治療費助成	不妊対策について、関係機関との連携を図ります。	健康推進室

基本施策 2 集まり・学び親育ち

子育て中の親に対し、当事者同士の仲間づくりや地域の人との関わり等の場を設け、子育てへの不安の解消を図ります。また、子どもへの接し方等、子育てスキルの習得・向上を図るため、トレーニングプログラムを実施します。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
子育て支援情報の作成、配布 (はぐりん冊子等)	子育て支援情報や子育てサークルの活動紹介など、配布することにより、子育ての当事者の仲間づくりを進め、子育てに関する不安の解消を図ります。	社会福祉課
子育て支援センターの設置・運営 子育てグループ等の育成支援	子育て支援の拠点として育児相談や育児サークルの育成・支援、子育て関連の情報を提供することにより、子育てに関する不安等の解消を図ります。 また、地域の人との関わりや、世代間交流の場として、子どもを連れて気軽にに行けるプレイスポットなどの情報を整理し、提供します。	社会福祉課 健康推進室
ブックスタート事業	乳児健診時に絵本をプレゼントすることで、絵本を通じて親子でふれあう時間をもってもらうきっかけを提供します。	社会教育課 中央図書館
保護者への読書普及	親子で参加できるお話し会の実施などを通じて、家庭での読み聞かせの普及・定着を促す機会を提供します。	社会教育課 中央図書館
子育て・親育ち学級	子育てを通して楽しく学び、交流を深めてもらう情報交換の場を提供します。	社会教育課
しまびとジュニア支援事業 (ペアレントトレーニング)	子どもへの接し方を学ぶことで、子どもの問題行動を減らすとともに、親子がともに成長できるよう支援します。	子ども若者相談センター
しまびとジュニア支援事業 (NPプログラム)	子育てのスキル(能力)を高めることにより、親としての自信がつくよう支援します。	子ども若者相談センター

基本施策3 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等、自立に向けた支援が必要な家庭に対し、相談や支援を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
母子・父子自立支援	相談・支援活動の充実を図り、自立に向けた支援を行います。	子ども若者相談センター
母子生活支援施設事業	子どもの健全な成長と、母親と子どもの生活の安定と自立を目指し、必要な支援を行います。	母子生活支援施設

佐渡市役所社会福祉課
 子育て支援室
 TEL: 63-5113

子育て支援情報

親子の遊び場

～佐和田地区～

◎ さわた子育て支援センター
トライアングルすみれ

場所 佐渡市中原202-1
TEL 52-0011

日時 月～金 9:00～11:30
(14:00まで子育て相談受付)

～相川地区～

◎ たかち保育園
地域子育て支援センター

場所 佐渡市高千1011 (たかち保育園内)
TEL 78-2959

日時 月～金 9:00～16:00

◎ おでかけ支援センター

場所 佐渡市相川栄町1
(あいかわ開発総合センター内)

日時 月・木 9:00～11:30

問合せ先 たかち保育園地域子育て支援センター
TEL 78-2959

～新穂地区～

◎ 地域子育て支援センター
トキっ子ひろば

場所 佐渡市新穂瓜生屋359-1
(新穂トキっ子保育園内)
TEL 22-2148

日時 月～金 9:00～11:30
(14:30まで子育て相談受付)

～小木地区～

◎ 小木子育て支援センター
どんぐりクラブ

場所 佐渡市小木町1522 (小木保育園内)
TEL 86-1121

日時 月～金 9:00～13:00
(14:00まで子育て相談受付)

～真野地区～

◎ 地域子育て支援センター
まのワンピース

場所 佐渡市吉岡912-1 (真野第1保育園内)
TEL 55-2133

日時 月～金 9:00～12:00
13:00～16:00

～金井地区～

◎ 平泉子育て支援センター ひまわり

場所 佐渡市泉甲507-4 (平泉保育園内)
TEL 63-2074

日時 月～金 9:30～11:30
13:00～15:30

年会費 1,000円

～両津地区～

◎ 育児サークルびよっこらぶ

場所 佐渡市春日1150-1
(ちのわの家)

日時 毎週水・金 10:00～12:00

問合せ先 佐渡市社会福祉課 子育て支援室
TEL 63-5113

◎ だんごくらぶ

場所 佐渡市千種240
(金井コミュニティセンター2階)

日時 毎週水 10:00～12:00

問合せ先 佐渡市社会福祉課 子育て支援室
TEL 63-5113

※小さなおさんは保護者同伴をお願いします。また、保護者の方の責任のもと、けがや事故等がないよう気をつけながら、お子さんを遊ばせてください。

基本目標3 地域育ち

基本施策1 子育て支援の人づくり

子育て中の親と子育てに支援を行いたい人とのマッチング等を行い、子育て支援を実施する人材育成を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	援助会員の人材育成を行います。また、制度の周知を図ります。	社会福祉課

基本施策2 子育て支援の場づくり

子どもがいろいろな人と交流できたり、自宅以外でも気軽に来ることができるよう、空き店舗等を活用した居場所づくりを行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
子どもの居場所創設事業	公共施設の空きスペースや、商店街の空き店舗・店舗内の空きスペース等を有効活用して、気軽に集まれる場づくりを進めます。	社会福祉課

基本施策3 みんなで関われるプログラムづくり

地域の人や、子育てに関係する機関や団体等、みんなが子育てに関わることができるよう、交流のできる場の整備や連携を深めます。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
しまびと元気応援団	「子どもは宝」をキーワードとして子育て、親育て、地域づくりについて関係機関、団体との連携を図ります。	健康推進室
保育園地域活動事業	子どもと高齢者のふれあいの場を増やし、地域の活動を通して、乳児から高齢者までの異年齢の者が交流できる場をつくれます。	社会福祉課

基本施策4 佐渡の自然や文化を生かす

本市は豊かな自然や伝統的な文化が多くあることから、自然や文化等に慣れ親しみ、佐渡についての理解や関心を深めることを目指します。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
ふれあい家庭学級、親子体験教室	自然・伝統文化・環境などの佐渡学を中心とした佐渡の魅力を感じ、郷土愛を育む講座を行います。	社会教育課

基本施策5 地域との連携ネットワーク

子育てには地域の協力や連携を欠かすことはできません。そのため、地域・家庭・学校の連携を深めます。また、交流活動を通じて、地域との触れ合いを進めます。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
交流活動	ふれあい体験等の交流活動を進めます。	学校教育課
青少年健全育成活動事業	地域・家庭・学校が連携・協力し、青少年の健全育成に努めます。(佐渡市子ども会活動の充実)	社会教育課
学校・家庭・地域の連携促進事業	地域の人々が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化と地域コミュニティの活性化を図ります。	社会教育課
しまびとジュニア支援事業 (要保護児童対策協議会)	虐待を許さない、見逃さない地域づくりを目指し、関係機関が連携して予防活動に取り組みます。	子ども若者相談センター
学校支援訪問	保護者や地域の人々の評価を積極的に取入れ、自己評価や外部評価結果を公表・説明していきます。	学校教育課

基本施策6 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てを両立するためには、「男は仕事、女は家庭」ではなく、男女が協力して子育てに関わっていくことが重要であるため、男性の子育て参加を促進し、性別に関わらず仕事と子育てを両立できる環境を目指します。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
男女共同参画推進事業	男女平等意識の啓発と、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。	総合政策課

基本施策7 出会いの場づくり

人口の減少や少子化等の問題を解決するためには、独身男女が出会い、本市に居住していただくことが求められます。そのため、婚活イベントを通じ、出会いのサポートを行います。また、地域の若い男女の参画を促す取組みを実施します。

【具体的事業】 (若者定住支援)

事業名	方向性または目標	所管課
出会いサポート事業	未婚化・晩婚化対策として、独身男女の出会いの機会を創出するため、婚活イベントを開催します。	地域振興課
地区公民館活性化事業	地区公民館活動を通して、若い男女の参画の誘導をします。	社会教育課

基本目標 4 サービスの充実・環境の整備

基本施策 1 子育てをしている親への支援サービス

通常保育以外にも、休日保育や学童保育等、子育てをしている親への支援を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
通常保育事業	良質な保育環境の整備に向け、保育園統合計画及び民営化計画に基づき、計画的な整備を進めます。	社会福祉課
休日保育事業	今後も就労形態の多様化等、ニーズに応じた事業展開を図ります。(私立保育園との連携)	社会福祉課
しまびとジュニア支援事業 (養育支援訪問事業)	養育支援が必要な家庭に対して訪問し、支援することにより虐待の防止を図ります。	子ども若者相談センター
放課後児童健全育成事業(学童保育)	今後も各地域のニーズを的確に把握し、必要に応じた事業の充実を図ります。	社会福祉課

基本施策 2 安心して子育てのできる環境づくり

本市に住んでいる子育て家庭が安心して子育てをすることができるよう、防犯体制や設備等の整備を行います。また、若者を対象とした相談・支援を実施し、若者の育成にも努めます。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
地域ぐるみの学校安全整備推進事業	「子ども 110 番の家」の活用など、通学路等における防犯体制、設備等を整備します。	学校教育課
しまびとジュニア支援事業 (相談、支援)	発達段階に応じた支援が必要な妊娠期から 39 歳までの子ども・若者を対象に、総合相談窓口を設置し、関係課、関係機関と連携して、横断的且つ継続的な支援を行うことにより、社会の一員として次代の佐渡を担う若者を育成します。	子ども若者相談センター

● 子ども若者に関する総合相談窓口

子ども若者相談センターにて、妊娠期から 39 歳までの、佐渡に住む次世代の子ども・若者を対象に相談窓口を設置しています。

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日、祝祭日を除く)

児童虐待通報については 24 時間受け付けています

電話番号：0259-81-1310



基本施策3 仕事と子育ての調和

仕事と子育てのどちらも行うことができるよう、育児休業の普及を目指し、意識啓発等を通じて育児休業が取りやすい環境の整備に努めます。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
育児休業の普及	仕事と子育ての調和を図るべく、子育てをしながら職業生活が安心して継続でき、自己実現が図られる環境づくりを目指します。	ハローワーク (産業振興課)

基本施策4 経済的支援

子育て家庭への経済的支援を図るため、在園児二人目以降の保育料の無料化や、医療費の助成等を行います。

【具体的事業】

事業名	方向性または目標	所管課
保育料二人目以降無料化事業	子育て家庭の就労と子育ての両立を支援するため、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。在園児二人目以降の無料化を実施するとともに、対象児童の拡充を検討していきます。	社会福祉課
育成医療	助成対象者が円滑に医療機関を受診するための支援を行います。	社会福祉課
子どもの医療費助成事業	中学校卒業までの医療費助成を行います。入院に係る医療費を無料化します。	健康推進室
ひとり親家庭等医療費助成事業 重度心身障害者医療費助成事業	こども医療費助成事業と併せ、中学校卒業までの入院に係る医療費を無料化します。	社会福祉課
就学支援事業	経済的な理由で、就学、進学が困難な家庭に対して就学支援を行います。 ・就学援助制度 ・奨学金貸与事業 ・堀口基金支援事業	学校教育課 産業振興課 地域振興課
奨学金貸与事業	就学支援を図るため、奨学金の貸与を行います。	学校教育課
紙おむつ用ごみ袋交付事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ用のごみ袋を交付します。	社会福祉課
子育てエンジョイカード事業	18歳以下の児童が2人以上いる家庭の経済的負担の軽減を図り、地域全体で子育てに取組む機運の醸成を図ります。	社会福祉課

資料編



資料編

1 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会開催要綱

平成 26 年 4 月 1 日
告示第 107 号

佐渡市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱(平成 16 年佐渡市告示第 211 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、佐渡市次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐渡市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に関する事項
- (2) 前号の行動計画の進捗状況についての協議に関する事項

(参加者)

第 3 条 市長は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、おおむね 25 人程度協議会への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第 4 条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第 6 条 協議会の開催期間は、おおむね 2 年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催日時、場所、協議案件その他必要事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者又は関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会¹開催日程

回	開催日	議 題
平成 25 年 度		
第1回	7月12日	○平成 25 年度次世代育成支援行動計画について
第2回	10月18日	○「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査検討小委員会
第3回	11月 5日	○「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査内容について
第4回	2月21日	○平成 25 年度佐渡市次世代育成支援行動計画の事業評価について ○「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査の進捗状況について
平成 26 年 度		
第1回	11月28日	○平成 26 年度次世代育成支援行動計画について ○子ども・子育て支援新制度について ○「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査結果について ○「子ども・子育て支援事業計画」の策定について ○国の基準改正に伴う、佐渡市保育料の方針検討について ○佐渡市子ども・子育て会議への移行について
第2回	2月24日	○「子ども・子育て支援事業計画」の素案について

¹ 佐渡子ども・子育て会議を兼務しています。

3 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会²委員名簿

	氏 名	区 分	所 属
1	塚原 康夫	県児童福祉担当機関	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部 副部長
2	塩原 隆之	佐渡特別支援学校代表	新潟県佐渡特別支援学校 校長
3	岡崎 実	医療機関代表	佐渡総合病院小児科 副院長
4	隅田 光弘	医療機関代表	佐渡歯科医師会 副会長
5	村川登志郎	社会教育機関代表	佐渡市社会教育委員 社会教育委員長
6	長谷川弘司	教育機関代表	佐渡市小学校長代表 校長（畑野小学校）
7	計良 昌子	保育施設機関代表	佐渡市保育園長会 会長（八幡保育園）
8	松野 敬	保育施設機関代表	新潟県保育士会佐渡支部長 支部長（羽茂保育園）
9	石塚 猛	子育て支援活動者	佐渡市子ども会連絡協議会 副会長
10	高柳 一巳	子育て支援活動者	アフタースクール主宰 代表
11	本田美佐子	子育て支援活動者	佐渡杉っこクラブ 代表
12	引野 弓佳	子育て支援活動者	子育てサークルはぐりんず 事務局
13	後藤 利道	子育て中の親	小中学校 PTA 連合会 会長（両津中学校）
14	橋本舞依子	子育て中の親	元稲鯨保育園保護者会 会長
15	小田 有希	子育て中の親	元川西保育園保護者会 会長

（平成 26・27 年度）

² 佐渡子ども・子育て会議を兼務しています。

佐渡市子ども・子育て支援事業計画
(平成27年度～平成31年度)

発行 平成27年3月
企画・編集 佐渡市 社会福祉課 子育て支援室
〒952-1292
新潟県佐渡市千種 232 番地
TEL 0259-63-5113
<http://www.city.sado.niigata.jp/>
